

# 第百六十二回国参议院法務委員会會議録第二十五号

平成十七年六月二十三日(木曜日)

午前十時開会

## 委員の異動

六月十六日  
 補欠選任  
 尾辻 秀久君

六月二十二日  
 補欠選任  
 尾立 源幸君

六月二十二日  
 補欠選任  
 尾立 源幸君

六月二十二日  
 補欠選任  
 尾立 源幸君

出席者は左のとおり。

委員長 渡辺 孝男君  
 理事 松村 龍二君  
 吉田 博美君  
 千葉 景子君  
 木庭健太郎君

委員 荒井 正吾君  
 陣内 孝雄君  
 関谷 勝嗣君  
 鶴保 庸介君  
 江田 五月君  
 尾立 源幸君  
 峰崎 直樹君  
 築瀬 進君  
 浜四津敏子君  
 井上 哲土君

副大臣 法務 大臣 南野知恵子君  
 法務 副大臣 滝 実君

## 大臣政務官

法務大臣政務官 富田 茂之君

## 事務局側

常任委員会専門員 田中 英明君  
 政府参考人 内閣官房内閣参事官 小風 茂君  
 金融庁総務企画局審議官 振角 秀行君  
 金融庁総務企画局審議官 鈴木 勝康君  
 法務省民事局長 寺田 逸郎君  
 財務大臣官房審議官 佐々木豊成君  
 国税庁課税部長 竹田 正樹君  
 国土交通省土地・水資源局次長 日尾野興一君

本日(六月二十三日)の会議に付した案件  
 ○政府参考人の出席要求に関する件  
 ○会社法案(内閣提出、衆議院送付)  
 ○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(渡辺孝男君) たいまから法務委員会を開会いたします。  
 委員の異動について御報告いたします。  
 去る十六日、広野ただし君及び魚住汎英君が委員を辞任され、その補欠として松岡徹君及び尾辻秀久君が選任されました。  
 また、昨二十二日、前川清成君及び松岡徹君が委員を辞任され、その補欠として尾立源幸君及び峰崎直樹君が選任されました。

○委員長(渡辺孝男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣参事官小風茂君、金融庁総務企画局審議官振角秀行君、金融庁総務企画局審議官鈴木勝康君、法務省民事局長寺田逸郎君、財務大臣官房審議官佐々木豊成君、国税庁課税部長竹田正樹君及び国土交通省土地・水資源局次長日尾野興一君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。  
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。  
 質疑のある方は順次御発言願います。

○尾立源幸君 民主党・新緑風会の尾立源幸でございます。今日は財政金融委員会からやってまいりました。よろしくお願いたします。  
 本日は、会社法案につきまして四十分間お時間をいただきました。私自身、主に三つの点、一つは擬似外国会社の問題、もう一つは有限会社の問題、そしてもう一つは、私自身これまで公認会計士、税理士ということをやってまいりましたので、実務上の個々の問題点につきまして御質問をさせていただきたいと思っております。

まず、もう議論が大変多くされてきておりますけれども、これまで擬似外国会社に対する規制がどのようになっているのか、まず教えてください。大臣、よろしくお願いたします。

法の第四百八十二条は、外国会社を利用した日本の会社法制の脱法、潜脱を防止する観点から、擬似外国会社は日本法に従って設立された会社と同様の規定に従うことを要するというふうな旨を規定しております。  
 この規定の意味は、判例、多数説によりまずと、擬似外国会社は日本法に基づいて再設立しない限り法人格が認められないということでございます。

○尾立源幸君 会社法案におきまして、審議におきまして、これまで擬似外国会社に当たらない例というものは、これは様々な委員会で質疑がありまして、ある程度明らかになってまいりました。  
 そこで、逆にどのような会社が今度は擬似外国会社に該当するか、具体的に教えていただきたいんですが、よろしくお願いたします。

○国務大臣(南野知恵子君) お答え申し上げます。  
 会社法案の八百二十一条における擬似外国会社の範囲といたしましては、現行商法四百八十二条における擬似外国会社の範囲と全く同一でございます。条文では、「日本に本店を置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社」と規定されております。ここで「日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社」、これが何が問題とされておりますかと。

この規定が、外国会社を利用した日本の会社法制の脱法、先ほど申しました潜脱を防止するという趣旨によるものであることを照らして考えますと、専ら日本において事業を行うことを目的として設立された外国会社のようなものがこれに当たると考えられております。例えば、典型的には、ハワイ州で設立した会社でありながら、ハワイ州の本店ではなく事業を行わず、日本においてのみ事業を行うことを目的としているような場合がこ

○国務大臣(南野知恵子君) お尋ねの件でございます。擬似外国会社につきましては、現行商法第四百八十二条に規定が設けられております。現行商

○国務大臣(南野知恵子君) お尋ねの件でございます。擬似外国会社につきましては、現行商法第四百八十二条に規定が設けられております。現行商

○国務大臣(南野知恵子君) お尋ねの件でございます。擬似外国会社につきましては、現行商法第四百八十二条に規定が設けられております。現行商

○国務大臣(南野知恵子君) お尋ねの件でございます。擬似外国会社につきましては、現行商法第四百八十二条に規定が設けられております。現行商

○国務大臣(南野知恵子君) お尋ねの件でございます。擬似外国会社につきましては、現行商法第四百八十二条に規定が設けられております。現行商

れに当たると考えられております。

○尾立源幸君 今具体的に御説明いただきまして、ハワイ州で設立をされ、専ら日本で営業しているというふうな会社ということでございますが、今正に大臣お読みになりました八百二十一条でございます。もう一度私の方からも読ませていただきますが、日本に本店を置き、また日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社は、日本において取引を継続することができないと。分かります。その次に、二項に「前項の規定に違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。」と、このように書いてございますが、それでは具体的に、ハワイ州で設立をされ、日本に本店を置いて営業を行うような会社か、教えていただけますか。

○國務大臣(南野知恵子君) 現行の商法第四百八十二条につきましては、また多数説ということによりまして、擬似外国会社は日本法に基づいて再設立しない限り法人格が認められない、これ先ほど申したとおりでございます。しかし、ここでは擬似外国会社と取引をした相手との法律関係が安定性を欠いてしまい、適当ではないとの批判がございました。

そこで、会社法案第八百二十一条では、擬似外国会社に関する現行法の規律の趣旨を維持しながら、法律関係の明確化を図り、また取引の安全を保護するという観点から、擬似外国会社の法人格を否定せず、これを認めるとした上で、二つございますが、擬似外国会社は日本において取引を継続して行うことができないこととし、これに違反して取引を行った者は取引の相手方に対して擬似外国会社と連帯して責任を負うことといたしております。

具体的には、擬似外国会社を代表して取引を行った者は、取引の相手方から、当該取引に係る債務の弁済を請求されることが考えられるということです。でございます。

○尾立源幸君 ありがとうございます。

私がお聞きしたかった点は、実は今正に大臣おっしゃいました、ハワイ州で設立をして日本で専ら営業をするような会社が登記をされた場合どうなるんですかということなんです。

今大臣がおっしゃったのは、登記をされて営業をして、何か破産やその他問題が起こったときにこのような連帯責任を負うんだというような規定は分かるんですけども、そうすると、破産とか何か問題が起こるまでは何ら規定があるにもかかわらず具体的な規制はないのかと、私はこのように思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これ、具体的にどうなるかということでは現実の問題でございますけれども、建前で申しますと、先ほど大臣から御説明申し上げましたように、擬似外国会社は日本において取引を継続して行うことができないという一項の規定がございますので、その一項の規定に違反すると過料の制裁がございます。したがって、そういうことが発覚すれば、それはそういう制裁を受けるということにはなるわけでございます。

○尾立源幸君 その違反して取引を行ったかどうかというふうな認定といえますか、というのはどがどのようにされるんでしょう。また、過料の規定についてちょっと教えてください。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、過料の制裁は最終的には裁判所で行うことになるわけでございます。

そして、これは、どういう機会にこれが発覚するかということでございますけれども、官署がそういうことを発見した場合にそういう手続を取るということになるかと思っております。

○尾立源幸君 今までも規定もあつたと思うんですけども、違反しているような擬似外国会社を発見するような何か努力をされたんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これまでは法人格が否定されるということが法律の効果でございまして、

た。したがって、その法人格があるかないかをめぐって民事の訴訟になったというケースはございます。しかし、これまでは、過料というような制裁を法律上予定をいたしておりませんので、そういうケースは全くございません。

○尾立源幸君 そうすると、この規定に違反して、違反するとか、当初意図があるかないかは分かりませんが、擬似外国会社というものは簡単に設立はできてしまうということではよろしいでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、純粋に日本で活動を行うという会社でも、国によって設立することは極めて容易でございますので、そういうことを妨げる道はないということにならうかと思っております。

○尾立源幸君 それで、最後のある意味出口のところ、破産や何か大きな違反をしたとき、そのときだけ制裁の、また過料の対象にする、そのような法律構成になっているというように考えてよろしいでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、現実には、結局のところ、相手方がその当該外国会社に債権の請求をしていく場合に、その外国会社の実体があれば、これは普通に債権債務の処理がされてしまっているわけでありまして、ところが、その外国会社が債権を払えないということになった場合に初めて相手方としてはその外国会社の代表取締役個人の責任を追及するということになるわけでございますので、おっしゃるとおり、通常、その会社が何も債権債務関係の問題なく処理が行われているということになりますと、なかなかこの条文自体の適用が問題になっているケースというのはまれ、ほとんどないだろうというように現実問題としては理解せざるを得ないのかなと思っております。

○尾立源幸君 分かりました。

非常に私たち日本人でもこの条文を理解するのはなかなか大変で、今お聞きしておるところなんですけれども、実際、この法律、会社法を利用する

るのは日本人に限りません。当然、外国の皆さんもこの会社法を使って新しくビジネスをされるといことが予定されております。特に外国証券会社や、またアメリカ政府、そしてEJなども今回のこの条文の解釈をめぐって大変強い懸念を示しておると、そういう声は聞いておりますけれども、これに対しては逆にどのように法務省さんの方では御説明をなされるおつもりなのか、また誤解を払拭される予定なのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○國務大臣(南野知恵子君) アメリカの政府だとか、それから在日米商工会議所、又は欧州ビジネス協会などから擬似外国会社の問題についての懸念、これが示されていることは承知いたしております。

法務省といたしましては、この点につきましては、会社法案第八百二十一条の趣旨が外国会社を利用して日本の会社法制の脱法行為を禁止するという現行商法第四百八十二条と同趣旨のものであること、又は、会社法案第八百二十一条により擬似外国会社とされる会社の範囲、これは商法第四百八十二条において擬似外国会社とされる会社の範囲と全く同一であるということなどにつきまして、これらの関係の方々に数次にわたる説明を申し上げてまいりました。また、懸念の解消にも努めてきておりますということを御報告できかなと思っております。

○尾立源幸君 その結果、疑念が、また誤解が解消されたかどうか、またそれはお答えいただきましたと思うんですが、ちよつと別の角度から私の問題点を指摘をさせていただきたいと思っております。

先ほど財政金融の方から参りましたということ、特に金融関係で非常に私は強い懸念を抱いております。と申しますのも、政府が今一丸となりまして、金融改革プログラムということで、金融サービス立国、我が国は目指しております。御承知のとおりかと思っております。その中の一つに、五つ、金融サービス立国を打ち立てるに当たつて五つの視点がございまして、その中の一つに国際的

な

に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化ということで、開かれた金融システムということころを私は注目をしております。

と申しますのも、もう御承知のとおり、日本の金融、資金調達等々におきましてもグローバル化が進んでおりまして、専門用語で恐縮なんですけれども、ABC、アセットバックCPというようなスキームを使って多くの中小企業が資金調達をしております。日銀の発表によりまして、枠としては二十兆、二十兆の枠を設定しております。現実には三月末に七兆ほど、七兆ほど残高があつて、現実には動いております。これは正に今問題となつておりますケイマン等々の会社を使いまして資金調達をしております、もしここで擬似外国会社というような認定がなされずと、中小企業の資金調達に大変な混乱を起さかねない、こんな問題意識を持っております。

ですから、私たち民主党、今、是非この条文の削除というものを今求めております。強く求めたいと思ひますし、また、その削除が難しいということであるならば、誤解を招かないようなきちつとした附帯決議等々で手当てをしていただきたい、このように思う次第でございます。

それでは、次の問題点に移らせていただきたいと思ひます。

会社法の中で、今有限会社として設立されたものが今度株式会社へと移行することになつてゐる。これは選択制で、有限会社とどまるもよし、新しく株式会社になるのもよしと、そういうふうにお聞きしておりますけれども、例えば、有限会社がそのまま有限会社として残る道を選んだ場合に会社更生法の適用があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) 先生御指摘のとおり、会社法施行後、既存の有限会社は株式会社となり、会社更生法の適用を受けるということになります。

○尾立源幸君 その際、これもまた金融面でございしますが、また詳しいことは峰崎委員からの質問

があると思ひますが、実は、証券化の事業を営む目的で設立されたSPC、スペシャル・パーパス・カンパニーでございますが、の多くは有限会社形態を取つております。そして、その資産のうち、質権や抵当権を設定するんですけれども、これらの担保権はSPCが破産手続又は民事再生手続とは別に行使できることになつております。これは有限会社の特徴でございます。しかし、もしこのSPCが会社更生法の適用を受けるといふことになれば、資産流動化や、また証券化取引の債務の償還が遅れる、滞りおそれが生じるというふうな言われております。実際に、債務の償還が遅れますと、証券化取引全体のこの枠組みです、この格付が下がりまして、予定していた利息よりも例えば高い利息を払わなければ資金調達ができない、そういうことも起こるわけでございします。また、逆もございします。

そういう意味で、事業に悪影響を与えるのではないかと、懸念が各界から今起こつておるんですけれども、法務省さんにお聞きしたいのは、こういった実際のビジネスで有限会社が使われ、今回の法改正に当たつてその有限会社の意味で基盤が揺るぐような状況が起こるわけですか。それによつてまたビジネスにも影響が出てくる。ここまで検討されたかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(南野知恵子君) 整備法におきましては、既存の有限会社を株式会社として存続させた上で、有限会社から会社法上の株式会社に変更させるということによつてこれは不利益になる事柄について従前と同様の扱いがされるように経過措置を設けております。しかし、会社更生法の適用につきましては、有限会社の再建手段によりまして選択肢を増やすというような点で有限会社にとつて有利なものでありますので、特に経過措置を設けてはおりません。

既存の有限会社につきましては、会社更生法の適用を認めるか否かというふうな、有限会社全体にとつて利益となるか否かという観点から検討を

行つたものでございまして、個別の業種について有限会社に会社更生法の適用を認めることが不利益となるか否かという観点からの検討は行つておりません。

○尾立源幸君 それじゃ困るわけでございまして、先ほど申し上げました金融サービス立国を我が国は目指しております。個別の事柄といえは事柄なんですから、是非こういう問題点があるというところ、当然長い期間審議会やらヒアリング等々でやられてはいるわけですから、どうしてこういう問題点がすばつと抜けてしまふのかな。法律を作るに当たつてのその辺の仕組みはかがなんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは会社法制は、全体といたしまして現実の会社の在り方に非常に大きな影響を与えるということは当然のことながら私も認識をした上で様々な作業を行つていくわけでございまして、一般的な会社の形態としてどういふような利用のされ方が現にされているかということについては、様々な御意見を伺う機会もあつたわけでございします。それで、経済団体等にも検討の過程ではいろいろな意見の照会をさせていたいただいて、そこで改めて私どもも再認識したような事柄もないわけではございしません。

ただ、一般的に申しますと、個別の業種、例えば会社でも、運送業であればどうか、あるいは航空会社ならどうかというふうなことは、それぞれ基本的には所管官庁の方でいろいろお考えになられたところを私どもと協議をしていただくと、この通常の法案を作成する際のパートナーでございます。あるいはまた、消費者保護の観点からどうかということになりますと、これは当然のことながら現在ですと内閣府ということになるわけでございしますけれども、そういう所管官庁がやはりおやりになつて、そこから御意見をいただくというふうになつておりました、私どもで個別の業界についてどういふ問題があるかということをお自ら調査するということにはなつておりません。

○尾立源幸君 お話を要約いたしますと、金融庁さんが何も言つてこなかったからと、そういうような話でよろしいんでしょうか。

いづれにいたしましても、これは金融業界、また今の資金調達、日本の社会におきまして有限会社が使われているというのは、非常にこれはコストの面、また運用の面で便利なわけでございまして、これはもうイロハのイでございまして、金融の世界におきましては、なぜ、そのようなすり合わせが逆におきまさないのか、またそういう世の中の流れに付いていけないのか、その辺、もう一度お聞かせください。

○政府参考人(寺田逸郎君) 私どもですり合わせを拒んでいくのかというふうなことは毛頭ございしません、様々な問題があれば、それはもちろん検討はいたすわけでございします。ただ、私どもの方でどういふ金融政策をお取りになるか、あるいはどういふ運輸政策をお取りになるかというふうなことを直接検討する機会もございしませんし、また能力もないわけでございします。それはそれぞれ役所の範囲内でやるというのが、これ政府の現実としては姿でございます。

○尾立源幸君 だからこそ我々の役割があるんだと思ひます、こういう場があるんだと思ひます。今新たに問題点が幾つか出てきております。擬似外国会社の定義の問題、そしてこういつた有限会社の会社更生法を適用されるか否かの問題、明らかになつてはいるわけですから、是非、行政同士で話し合い、また漏れてしまつたところはこの国会の場でこうやって指摘しているわけですから、前向きに修正を、又は削除を求めていきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移させていただきます。今度は税制に、ちよつと質問の順番が入れ替つて恐縮なんですけれども、税制に関する部分に移らせていただきたいと思います。実は、税の世界でも資本金を基準にいろいろと税制が組み立てられております。例えば、資本金の額によつて様々な優遇を受けられたり、又はそ

の逆であったり、そういったふうには資本金はある意味で一定の基準になっておるわけでございますが、これは財務省さんにお聞きをしたいと思います。例えば資本金の基準で異なる寄附金税制やまた登録免許税等を含めましてどんなものがあるのか、ちよつと一例を挙げていただければと思います。

○政府参考人(佐々木豊成君) 資本金を基準とした税制の例でございますけれども、我が国の税制におきまして資本金を基準に課税す例といたしましては、先ほど御指摘いただきました株式会社設立の登記に対する登録免許税、これは資本金額に対して比例的に税負担を求めています。また、法人税の寄附金の損金算入限度額の計算におきましても、会社の資本金等の金額にその会社の行う経済活動の規模等を見いだしまして、資本金等の額を基準として損金算入の範囲を決めているものもございます。

そういう例のほかに、資本金を基準として異なる制度を適用する仕組みというのもございます。これも先ほどちよつと御指摘ございましたが、資本金を基準として中小企業に対する政策的な配慮の税制というのが行われておりまして、中小法人の軽減税率の適用、中小企業投資促進税制、交際費等の損金不算入の特例、少額減価償却資産の損金算入の特例などがござります。その対象となる中小企業の範囲を画するための資本金基準というのが用いられております。

○尾立源幸君 このように、大臣、税の世界でいろいろこの資本金はいられるわけでございますけれども、私が今回ちよつと取り上げさせていただきますのは、お手元の配付資料にござります。右の方ですね、今財務省さんからお答えございました寄附金税制の中の一つでございますが、一般寄附金に関する税制ということで、法人が寄附金の損金算入をする際の計算式というのがここに書いてあるものでございます。式を、ちよつと二段になって申し訳ないんですが、所得金額の二・五%プラス資本等の金額の〇・二五%を足したも

の二分の一を寄附金の損金算入限度額とする。経費として落とすというですと、こういう規定になっておるわけですね。

ここで、御承知のとおり、この限度額を計算するに当たっては所得の金額と資本等の金額の二つの要素がござります。今回、株式会社、これまでに一万円だったわけなんですけれども、撤廃されまして、現実的には一円の株式会社というものが設立が可能になると思えます。そうなつてきますと、この損金算入限度額の計算式の二つ目の要素が意味を成さなくなつてくるわけなんです。

こういふ意味で、これは法務大臣ではございません、財務省さんの方に、どういふ調整をされているのか、資本金の撤廃とともに、ちよつとその経過をお聞かせください。

○政府参考人(佐々木豊成君) 資本金の最低資本金制度の規制が撤廃されるということに関連しまして、税制、特に寄附金税制がどのように変わっていくか、どういふ相談をしたかということでございますけれども、私どもの理解によりまして、一般寄附金の損金算入限度、この数式で示されております。ここに所得と資本というのが基準になつておりますが、これは、資本等の額がその会社が行う経済活動の規模を一定の範囲で表しているということに基づきましてどういふ算出をしておるわけでございます。

こういう形式的な基準によりましては、寄附金といふものです、本来経費性が乏しいから寄附金だと言われておりますが、全く経費性がどうか、事業関連性が否定できるのかどうかというのには非常にあいまいなところがございますので、企業の一一般の寄附金枠という形でどういふ形式的基準を用いて、その資本に経済的活動の規模を見いだして掛けているということでございます。

ところで、今般の会社法案において最低資本金制度の撤廃が行われますけれども、その資本の位置付け自体が変更されるわけではないと承知しております。今行われますのは設立時の払込価

額規制、これは一千万でなくてもよろしいということだと承知しております。ということでは、それは直ちにその寄附金の損金算入限度額の計算を見直さなければならぬといった性質のものではないというふうには私どもは理解いたしたところでござります。

いずれにしても、こういう寄附金の税制につきましましては、先日、政府税制調査会においても議論がなされて、新たな非営利法人に関する税制及び寄附金税制についての基本的考え方というレポートをいただいておりますが、そういうものを踏まえまして今後検討していく必要があるというふうには考えております。

○尾立源幸君 今の御説明にありましたように、この寄附金の損金算入限度額というのはよく分からない計算式なんです。意味があるのかないのか分からないような計算式でございます。一方、国や地方公共団体に同じ法人が寄附したら、それは全額経費になる、損金に算入になる。一方、一般の寄附の場合はこういふ大変厳しい規制になつておる。この点、我々民主党も、今、公益法人改革の中で、もつと官と民の格差がないようにイコールにしていきたい、こんなことでやっておりますが、税調の方でも是非その意見を取り入れていただきまして、税制改革に生かしていただきたい、そのように思います。

次は、会計参与についてお聞きをしたいと思います。今回の商法改正の目玉と言われておりますが、会計参与、取締役会と共同して計算書類を作成することになつておられます。また、これについて大変重い責任を負わされることになつておられますけれども、ちよつと実務の世界で懸念されることがござりまして、その点をちよつとお聞きしたいと思います。

実は、銀行から借入れをするときに、せつかくこの会計参与という人が計算書類、通常では財務諸表といいますが、の信頼性、適正性を担保しているわけでございますから、この人に保証人に、

連帯保証人になつてもらおうと、銀行からですね、こういうふうな求められるのではないかと、非常に危惧されている方もいますし、逆に、銀行も、あつ、これはいいやと思つている方もいらっしゃるんです。その辺り、大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 銀行などの金融機関が融資をするに当たりまして、どのような物的担保、人的担保を要求するのかということにつきましては、これは各金融機関の判断ということになりますので、法務省といたしましてはその当否についてお答えすることは難しい面があるかと思つております。でも、一般論として申し上げるならば、会社法案におきましては、会計参与が任務を懈怠した場合に会社及び第三者に対して責任を負うとされていること、それから各金融機関が会計参与に人的保証を求めるとの間に論理的なつながりは無いものというふうには考えております。

もつとも、会社法案上、会社及び第三者に対して責任を負うことが規定されている会計参与が計算書類の作成にかかわることによりまして計算書類に対する信頼性が向上するものとこれは思われますので、会計参与が設置されなければ物理的担保又は人的担保が要求されるような事案におきましても、会計参与が設置されることによりそのような担保を要求されないという事例は、これは生じ得ると思えます。

○尾立源幸君 それでは、銀行の監督官庁である金融庁さんにお聞きしたいんですが、正に金融サービス立国ということで使ひ勝手のいい金融システムということなんですけれども、使ひ勝手が良くなつた代わりに自分が保証人に取られてしまったと、こんなことになつたらとんでもない話なんですけれども、この辺りはどのように、そのような、例えば融資の条件として、会計参与に必ず連帯保証になつてもらわないと貸しませんよと言われたときはどうすればいいんですか。

○政府参考人(鈴木勝康君) 一般的でございます。

が、銀行は融資先の財務状況ですか、それから資金の使途ですか、返済財源等を的確に把握して、そして融資先の技術力ですか、販売力ですか、いろいろなことをかんがみまして、こういった情報を適切に審査すると、そしてその融資の実行を決めるものと認識しております。会計参加について、付けているか否かもって直ちにその融資の実行を決めることにはならないものと考えております。

銀行が融資に当たって、御指摘の会計参加を含めまして連帯保証を求めるか否か、正に個々の取引状況でございまして、当事者間の合意で定められるものと承知しております。ただ、今御指摘のように、金融庁としては、昨年末に公表しました金融改革プログラム、今御指摘いただきましたけれども、その中でも、不動産担保ですか保証に過度に依存しない資金調達手法の拡充を掲げておられるわけございまして、事業からのキャッシュフローを重視して、担保、保証に過度に依存しない融資の推進を銀行に繰り返し要請するなどの取組を行っていただいております。

金融庁としては、今後とも、御指摘のあった会計参加を保証人とすることに限らず、一般的に保証に過度に依存しないと、これが大切だと思っております。融資、あるいは担保に過度に依存しない融資に対する取組を一層推進してまいりたいと思っております。

○尾立源幸君 是非、そのような過度の保証人を要求するような事例が起らないように是非御指導いただきたいと思っております。

それではもう一つ、配当についてお伺いをいたします。今回の四百五十四条でしようか、これまで会社の配当は年二回、中間配当と決算での、本決算での期末の配当ということが通常だったと思うんですけども、今度の法改正におきましては、株主総会の決議がございましていつでも剰余金の配当をできると、このような規定になっております。

これは、今MアンドA等で会社の魅力高めなければいけない。それは、すなわち配当性を高めるというののも一つの手段だと思うんですが、そういう意味で、どんどんどんどん、ある意味で株式の価値を、魅力を増すために配当を行っていく。当然、そのためには原資が必要でございまして、当然、会社の利益の中からそれを払っていかないと、会社の利益を上げるために労働分配率が下がっていくのではないかと、このような懸念が一方ではございます。

ただでさえ、今、労働分配率は下がってきております。このような問題意識が、大臣、おありかどうか、またその辺りをちよっとお聞かせください。

○国務大臣(南野知恵子君) まず、先生御指摘なさいました労働分配率という点も含まれてはいるのかなというふうに思いますが、各会社がその経営判断に基づきまして決めるものでございます。これは当然でございしますが、その在り方は、一義的には各会社の経営判断にゆだねられておられる、これもまた当然のことであろうかと思っております。

他方で、会社法では、先生御指摘のとおり、剰余金を配当することができる回数につきましては、現在の年二回までとする規制を廃止しておりますけれども、配当することができる金額自体は、これは配当可能利益の範囲内に限られているということございまして、この点は現行法と変わるところはございません。

そして、配当可能利益というのは、会社が事業活動を通じて上げた収益から労働者に支払うべき賃金も含めた事業活動に要する費用を差し引いた後の利益の合計額でありますから、会社法におきまして配当することができる回数を増加させたとしても、配当可能利益の算出方法についての改正を行っていない以上、先生の御指摘の労働分配率を下げるといった事態は生じないものというふうな思っております。

○尾立源幸君 分かりました。それでは次の質問に移らせていただきます。

すけれども、今回、設立に際して手続が簡略化になっておることがございまして、その手続の中で、発起設立でございまして、募集設立と発起設立がございまして、その発起設立の方で、この場合に、会社の資本金の払込みをした場合に、これまた、両設立とも銀行や信託銀行の払込保管証明というものが必要でございました。それが、今回、発起設立に限りそれが不要で残高証明でいいんだというふうな規定になったこととございまして、じゃ、実務上、その残高証明というのは、だれの名義の残高証明をどのように出せば、まあこれは登記資料になるんでしようけれども、登記の添付資料になるんでしようが、認められるんでしようか、教えてください。

○国務大臣(南野知恵子君) 会社法におきましては、株式会社を発起設立する場合の出資の払込み、これにしまして、払込取扱銀行等の払込取扱機関を利用する必要もありませんけれども、これらの機関による払込金保管証明書の制度を用いることなく、先生おっしゃったように、預金口座の残高証明書等の方法によりまして設立に際して払い込まれた金額の額を、金銭の額を証明することができるようになっています。

このように払込金保管証明によらずに払い込まれた金額の額を証明する制度は、既に新事業創設促進法において、いわゆる確認株式会社を設立する手続などで採用されております。払込取扱機関が作成する残高証明書等が確認株式会社の設立などの登記申請の際の添付書面とされております。

具体的添付書面としましては、一つ、確認株式会社を代表すべき者が作成した発行価額の全額を払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面に加えて、取引証明書等の当該払込取扱機関が作成した書面あるいは当該払込取扱機関における口座の貯金通帳の写し、これのいずれかが必要であると。そういう意味では、後者の書面につきま

しては、当該口座が発起人のものであり、株式の割当てを受けた者から発行価額に相当する金額が当該口座に入金されたことを確認することができるとのことが必要とされております。

○尾立源幸君 そうしたら、三人の発起人がいた場合に、代表者の通帳でいいと。その中には二人分の振り込みなりなんの預け入れが通帳に記載されている、それがあればいいという理解でよろしいんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおり、どなたが発起人の口座であれば、それはほかの方の分もカバーするということで扱いはよろしいかと思っております。

○尾立源幸君 以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○峰崎直樹君 私実は、財政金融委員会から今日法務委員会に差し替えさせていただいて質問させていただきます。

実は、今、尾立委員の方からあった、最初、有限会社がなくなる問題で、あるいはこれも実は最近になって分かったわけでありまして、ですから、やはり一千条に近い大変な法案を作るときには、衆議院段階では分らないかた擬似外国会社問題とか、こういう有限会社がなくなると株式会社だけになってしまつと、そのことに伴って実は、実際にそのことによつて経済活動をやっておられる方が大変深刻な影響を受ける問題が今出てきているわけでありまして、その意味で、是非この点について、率直に今日は今後のあるべき方向も含めて議論させていただきたいと思うわけであります。

そこで、まず、最近SPCを使って、SPCで、有限会社を使って、資産を譲り受ける不動産やあるいは金銭債権の資産流動化と言われているものが、あるいは証券化商品というものが取引が増加しているというふうな言われております。

そこで、まず第一番目に、これは多分国土交通省になるんでしようか、不動産を対象としたノンリコースローン、これは最近非常に増えている

と、こういうふうに行われているんですけども、そういう資産流動化あるいは証券化取引の総額というのは、直近ではどのぐらいの金額になっているのか、ちよつと教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(日尾野興一君) 不動産を対象としたノンリコースローンを含みました証券化の額でございますが、私も調査しているところによりますと、平成十六年度では、単年度では七兆五千億円ぐらい、それから、平成九年から調査をしているわけでございますが、その累計という状況では約二十兆円という状況になっているところでございます。

○峰崎直樹君 じゃ、金融庁にお伺いしますが、今度は金銭債権の資産流動化とか証券化とか、これは大体どのぐらいの規模になっているのか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(振角秀行君) お答えしたいと思ひますけれども、先生から御指摘がありました金銭債権等の資産の流動化、証券化でございますけれども、この形態としては、信託を利用したりあるいは匿名組合を利用したり、先生御指摘のSPCを利用したり、個々のものがございますけれども、信託とか匿名組合とかそういうものについては行政庁への届出を要しないということがございまして総額の把握は必ずしも十分でないわけでございますけれども、ある民間会社の調査によりますと、直近の、先ほど国土交通省言われた同じ平成十六年度の証券化商品の発行額は約五兆七千五百億円程度あるというふうに承知しておりますけれども、これらの統計には非公表の、いわゆる私算の案件が含まれていないことに留意する必要がありますと思ひます。

○峰崎直樹君 今、委員の皆さん方もお聞きになって、過去の累積から含めると相当の金額になっている。ただし、もつともこの中にはこのSPCを使っていない、有限会社を使っていないものがある。で、恐らく、もし分かれば教えてほしいんです

が、分からねければ分らないでいいんですが、この有限会社を使った、まあSPCですすね、土地の資産流動化あるいは証券化と、こういうものを使っているものの金額はどのぐらい、単年度でどのぐらい、そして過去どのぐらいかというものは、これは今回土地だけで結構ですが、不動産だけで結構ですが、それは分かりますでしょうか。

○政府参考人(日尾野興一君) 正確なところは実は私も分からないわけでございますけれども、J-REITとか、いわゆるそういう株式会社とか有限会社双方を使った、足した数だというふうには御理解をお願いしたいわけでございます。そういう水準では約単年度で四兆円ぐらいの水準でございます。

ただ、申し訳ございませんが、株式会社と有限会社と、その中の詳細を私も承知していませんので、その内訳というのは把握していません。

○峰崎直樹君 これは金融庁にお話をしなきゃいけないと思うんですが、今現在、投資サービス法を作っていますけれども、投資サービス法の範囲に実はこういう、国土交通省所管とか農水省所管とか、こういうものが実は、今のようには大変な金額の取引が行われていても、これは証券化されたり、あるいは今SPC使ったりして流動化したり、大変そういうものが広がっているときに、そういうものの範囲に含まれた、全体を含んだ私は金融投資サービス法にしなければ意味がないと思ひます。

これは意見だと思ひて聞いておいていただきたいと思ひますが、恐らく来年あるいは再来年にはこの投資サービス法出てくるんだろうと思ひますが、是非そこは、さつきから法務省は、いや、これは金融庁だ、金融庁にこの間ちよつとお伺いしたら、いや、これは法務省だという、どうもポールの投げ合いが行われているような問題が多ございいます。その意味で、これは是非、これは我々からすれば、あるいは実際に商売やつていらっしゃる方は、法務省なのか金融庁なのか、ポール

の投げ合いをされたんじゃ大変困っちゃうわけですから、是非その点は内閣一体となってやっただきたいと思ひます。

そこで、今大変大きな影響を持っています、私も実は昨日ちよつとある証券化をされている方々から聞いた結果、実は去年、〇四年一月から十二月までにその会社で扱ったいわゆる債券化した商品は約一兆円というふうにおっしゃっています。これは毎年三〇%ぐらい伸びてきていると、こういうようなことで、しかもそれがかなりの部分、今申し上げましたSPCを使って、有限会社を使ってやっていると、なぜ、じゃ有限会社を使っていて性格が極めて使い勝手がいいということなんです。

私も、有限会社、株式会社と、通常、有限会社というのちよつと小さな規模の閉鎖会社で余り外にオープンにならない会社だからというふうにしていたんですけれども、実際は金融の最先端でこのいわゆる有限会社という仕組みを使っていると、これはケイマンのSPCと同じなんです。誠にこれが好都合だと。この好都合なことが、このいわゆる会社法改正によって実は好都合でなくなるという弊害が出ているということなんです。ですから、これは大変大きい問題じゃないですかと、非常に大きなウエートを占めているわけですから、メリットが失われてしまうということになるわけがあります。

今、尾立委員がお話したように、一番その中で何が問題なのかという、会社更生法の適用になるために、実は、今ありましたように、担保権付債権を有する者は、更生担保権者と言うんですか、更生計画に従わざるを得なくなる。そうなるかと、管財人が来て、そして調査をして、いろいろ時間が掛かるんです。

聞いてみると、二つ要因があると思うんですけれども、一つは時間が掛かるということと、それから流動化するためのいるんな安定性が損なわれるということが大変問題だと、こういうふうには

われているわけなんです。これはゆゆしき問題なので、こういう問題が実はこの会社法設立のときに予見できなかったとしたら、こういう問題が起きてきているとすれば、それに対して何らかの手当てをしなきゃいけないというふうには私も考えらるんです。

じゃ、法務省としてはこれをどのように対応しようとしているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(南野知恵子君) 有限会社の会社更生法が適用されるために、担保権の債権を有する者、それが流動化されているという、いろいろ先生の今御質問でございますけれども、既存の有限会社に会社更生法の適用を認めるということは、有限会社の再建手段についての選択肢を増やすという点で有限会社にとって有利なものですから、特段の問題はないと考えておりますので、この点に関しては特に救済するということは考えておりません。

また、仮に会社更生法を適用されることが、資産流動化の仕組みの上で大きな問題となるスキームを構築している場合があるとすれば、特例有限会社から合同会社に組織変更をしていただければ会社更生法の適用を受けることはなくなりますが、特に問題はないものというふうには考えております。

○峰崎直樹君 今おっしゃっていることは、要するに有限会社が、今度、有限会社のままで結構ですが、それはしかし扱いはこれ株式会社になりまますよ、株式会社になったんだからいわゆる破産法制の問題も非常に幅広く適用できるんですよとおっしゃっているんですが、この人たちにとって幅広くくじやないんですか、幅広くくじやない、ひよつとしたら、会社更生法が適用されると一番使い勝手が悪くなりますよ、あるいは大変大きなリスクが生じることになりまますよと、これが実は問題なんですよということをおっしゃっているの、いやいや、幅広くくじやないんです、こうなつたらそれはよろしくないわけなんです。

そこで、今度はもっと具体的に聞きたいと思うんですが、今の有限会社がなくなると、同じようなSPCのスキームが作られなくなるということになるわけですが、この対応は今、合同会社でやってくれと、こういう御指摘があったわけですね。そうすると、合同会社を使うということになると、恐らくLLCのことだと思わんですが、LLPは関係ないんですね。ちよつとこの確認だけ取っておきます。要するに、使い勝手のいいのはLLCだからLLCを使いなさいと。LLCとLLPと二つ今度できる、カンパニーとパートナーズですから所掌しているのは違うのかもしれないませんが、LLCで十分大丈夫ということなんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 一部の方が大変御懸念になっておられることは、私も十分認識をいたしているところでございます。

それで、今大臣が申し上げましたことは、それは最終的にはそれぞれの企業を営む方がお考えになることではございますが、しかし、おっしゃるように、会社更生法の適用ということがないということがその企業にとつての生命線であるという場合には、それはほかの会社形態を御利用いただくほかないということでございます。

そのほかの会社形態を利用される場合に、一番、私どもとして、あくまでこれは推測ではございますけれども、合同会社を使いやすいのではないかと、お尋ねは、それは合同会社ではなくて、有限責任組合であるLLPというのが先ごろ法案としては成立いたしました。それでいいのかわかりませんが、これは、会社の法人格ということが私どもとしてはSPCにとつてはかなり重要なことではないかというように推測をいたしておりますので、そういう意味ではLLCの方が使いたいというよりはよろしいんではないかと思っております。

○峰崎直樹君 いやいや、LLPを、パートナーの方を使えと言っている意味で言っているわけじゃないんです。今、我々が議論するとき、新

しい企業形態というときに、これは組合法人、組合でしたよね、ですから、パートナーズですから法人がないというのはいくつか分かっていて、ありますが、そこ、ちよつと脱線したらずいいで、LLC、LLPの問題について、先にちよつとこういう聞き方をしたいと思うんですが。

今まで、その有限会社というものでSPCをつくっていったところは、従来のいわゆる会社更生法を適用しないメリットを享受していたんだから、これについて、それを引き続き認めるべきじゃないかということに対しては、今申し上げたように、LLCに変わらなさいということによろしいということでは理解していいんですか。その点、ま

ず確認しておきます。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、一般的な有限会社の立場から考えますと、倒産したときにどういう手続が利用されるかということと自分の権利ということと理解しているということと必ずしも正当かどうかという評価があるわけではございません。私どもとしては、倒産処理という選択肢が広がるということがむしろ一般的には望ましいというふうな考えられているところでございまして、その既存の有限会社が特別な形態の株式会社になることによつて会社更生法の適用を受ける、もちろん民事再生法の適用も可能なわけではございますけれども、それをおかしいことというように一般的に解することはできないということになります。

その上で、しかしどうしてもその点について、それがその企業のこれまでの企業モデルからすると望ましくない、あるいはその適用があつては会社としてやっていけないということになれば、それはほかの会社の、会社更生法の適用がない形態をお選びになるほかないか、そのことを私どもとして御推奨申し上げるわけではありませぬけれども、そういう道はないわけではな

いということをお願いいたします。

のある人間が出てきて、そしてこのいわゆる有限会社だつたところに会社更生法の問題をぶつけてきたときに、これ司法関係に入つてまいりますよね。そういうおそれというのは、悪意のある人間というのは当然出てくるわけですよ。そういう危険性も実は増すということはどうに考えられているんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) もちろん、おっしゃつたような有限会社をSPCに利用している形態という場面を考えますと、今後新しい法律に切り替わつた後、一般債権者が、おっしゃるように非常に限られた場面ではございませうけれども、それは会社更生法の適用を申請してくるといふことはあり得ないことではないわけではございませぬ。

しかし、そのことを私どもとしては、会社の側から見て、従前はそういう会社更生法の適用を受けなかつたことを非常に重要な権利として既得権のように理解されるのはちよつといかがかなと思つてございまして、ただ、そういうことの重要性ということを利用して会社形態を御利用になつていらっしゃることももちろん否定いたしませんので、そういう方については合同会社という道はあるということをお願いいたします。

○峰崎直樹君 既得権とかなんとかというよりも、そういうことに使ひ勝手のいい、有限会社とかがそういう意味では非常に使ひ勝手のいい会社形態であつたと。これは、何も既得権ということではなくて、こういうものが今度の新しい会社法になつていつたときには、実はその中に大変困つた問題が発生してくる可能性がありますよ。

じゃ、それはやはり取り除いてあげるといふのが、これは法を施行する側の、法治国家の原則じゃないかな。まして、さっき、なぜ私が国土交通省や金融庁から、証券化商品やあるいは流動化商品に対してその水準がどのぐらいの規模になつているかということをお聞きしたのには、日本の経済の中に大きな影響力を与えている。そし

て、今不動産というのは、かつて不良債権の山だつたものが徐々にこれが証券化されたり資産流動化されたりして、日本経済の発展に役に立ち始めているんじゃないですか。

そういう意味で、こういうところで証券化のスキームを考えたり、あるいは、例えばそのSPCを格付をして、先ほど格付の話がありました。そうすると、あつ、これにやや危険なものも存在して、出てくるとすれば、これは証券化する場合に、あるいは流動化をする場合に、格付会社からすればこれはやはり危険性ありだなどという商品になつてきたとすれば、一〇〇%安全でないものが出てきたとした場合には、これはやや、これは今まではトリプルAだつたけれども今度はAしか付けれませぬとか、そういうふうになつてくると、現実には、市場では。だから、こういうものに対しては何らかの対応が必要ではないでしょうかということをお尋ねして、そうすると、いや、いや、合同会社というものもあるからやつてくださ

いと。

そこで聞きます。

合同会社というのは、じゃ、このいわゆる今まで有限会社を使つていたSPCと同じように、使ひ方とかそういうことについてのきちんとしたガイドラインやいろいろな問題点というものももう整備されているんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 整備と申しますか、これは新しくできる制度でございますので、必ずしも、もちろんいろいろな問題点というのはこれから検討の過程で出てこないわけではございませぬ。

しかし、私どももいたしましては、この有限会社に仮に代わるものと位置付け得る合同会社については、その機関設計ということが特に流動化スキームに反するということはないんではないかと思つてお尋ねしてございまして、例えば法人格の問題でございませぬとか、今の機関設計の問題でございませぬとか、あるいは有限責任制の問題でございませぬとか様々ございませぬけれども、本

質的には困ることはないではないかなというふうには思っております。

○峰崎直樹君 じゃ、具体的に聞きます。

出資者の要件はどうなっているんでしょう。そのLLC、今までの有限会社の出資者の要件と、それから今度のLLCの方ですね、これはどうなっているんでしょう。要件、違いはありますか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 出資者ということを特に性格付けを双方ともいたしておりますので、その点について本質的な変更はございません。

○峰崎直樹君 じゃ、聞きます。

不動産保有のために使えるかどうか、だけです。

○政府参考人(寺田逸郎君) 差し支えないと思います。

○峰崎直樹君 さらに、それを証券化していくときに、LLCとそれから今のSPCとは、これも差し支えありませんか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これもどういう形かによりますけれども、様々な証券化ということを行うについては、双方の間に本質的な利益、利点、あるいは不利な点というものの違いはないというふうに考えております。

○峰崎直樹君 今ちょっとかなり具体的な話をしましたけれども、元々の性格付けをする、LLCというのは、どちらかというとベンチャービジネスで非常にアクティブなものに適用しようとしている。有限会社というのは、極めて閉鎖的で、停滞的、停滯的というか静態的なものを使ってやろうとしている。そうすると、このいわゆるつくったときの趣旨の違いというのが本質に、この有限会社のSPCを使って、本当にここは箱だけで結構なんですと、ケイマンSPCと同じように扱っていたものと、このLLPは、LLCが間違えて済みません、本当に同じものだというふうには、そして使い勝手も同じですよ、様々の面で違いはありませんというところは、本当に寺田さ

ん、大丈夫なんですか。そこがはつきりしない、今実際に事業をやっておられる方は、いや、LLCに変わってくださいと言われても、そう簡単にはうまくいくものなんでしょうか、大変、彼らは非常に神経使っていますから。そこは大丈夫なんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 確かに、合同会社というものをなぜ必要とするかということで、今回の制度設計を考えた場合に、ベンチャーということが念頭にあったことは事実であります。それはとりわけ、出資の方法がいろいろな形でされる、そのことに対応できるようにということで、非常に投資の形も柔軟な形を許すということになっていくわけでありまして、その意味で有限会社よりはより自由度が高いわけでありまして。

他方、出資したものの譲渡可能性ということ、これは有限会社と同じく極めて閉鎖的でありまして、基本的には組合形態の全員が承認しなければその持分の譲渡というのはできないわけでございますので、そういう意味では基本的に、イメージとして、おっしゃるとおり、合同会社とこれまでの有限会社というものは違いがございますけれども、機能的に合同会社をこれまでの有限会社のように使うということに本質的なバリアはないという理解をいたしているところでございます。

○峰崎直樹君 ところが、今答弁で、本質的なバリアはない、大丈夫です。今までの有限会社を使っていたときの非常に享受していたメリットは、引き続きLLCにおいては、必ずこのメリットは、余りコストを掛けなくて十分、言ってみれば対応し得る仕組みでございます。これは確認できるわけですね。もう一回だけ確認しておきます。

○政府参考人(寺田逸郎君) 合同会社とこれまでの有限会社が100%同じではございません。したがって、そのSPCをおつくりになる方がどういう点によりメリットをお感じになっておやりになるかということ、私どもはそつくりそれに成

り代わって考えることはできないわけでございますが、ただ、そういう留保をいたした上で、しかし本質的には、これまでの会社更生法の適用内ということを含めまして、機関の在り方、その出資の在り方、そういうことについて本質的な不便な点はないということは申し上げられると申し上げているわけでございます。

○峰崎直樹君 本質的な違いというよりも、これは多分政省令に移したり、もう最近では法律よりも政省令を見ないと本当にこれが担保されているかどうか分からぬことが多いんですから、実はそういうことについての具体的な対応がどうなっていくかということに対する懸念というのは物すごく強いわけですね。

だから、私は、むしろ従前のいわゆる株式会社と有限会社とを分ける資本の額である一千万円、これ一千万円未満の特例有限会社や改正会社法の株式会社にあつてはそもそも会社更生法の適用がないというふうなことで、言ってみればこれ会社更生法の方に付けたらいいんじゃないか、いずれにせよ修正を加えたら非常にすっきりするんじゃないか。これは非常に、要するに新しい未知のLLCなどというものが同じものだと知られても本当にそうかいなと、これ分らないわけですよ、まだ。だから、それよりも、いや、従来のいわゆる従前の皆さん方に対しては会社更生法は適用しませんよと、この一言が入ればもう本当に安心されるし、市場に対する混乱は与えないんじゃないでしょうか。寺田さん、どうです、そこへ踏み切られたらどうですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃることも一つのお考えとして否定するものでももちろんございません。ただ、この点は、従前の一千万円であるにせよ何であるにせよ、有限会社の方が株式会社になることによつて会社更生法の適用を受けるというのを歓迎される関係者の方、つまり外側の債権者の方がおられることもこれもまた否定できないところでございまして、どちらにいたして

もメリット、デメリットは出てくるわけでありませぬ。

私どもの判断では、本筋はやはり会社更生法の適用はする、しかし、当該いろいろ御利用になっている方についてはできるだけの配慮をするということ、もちろん合同会社の使い方については様々ございまして、いろいろ御不便があればまた御相談をさせていただいたいたしまして、この問題はそういう個別の解決ということが筋ではないかろうかと考えているところでございます。

○峰崎直樹君 私はやはり、何というんでしょうか、これから金融庁と相談して、恐らくいろいろ業者を集めてこうこういうふうになりますというところで、そちらの方で解決されようとしているんだと思いますが、先ほど擬似外国会社、八百二十一条も、外国の会社の問題かと思つていたら、実は日本の金融機関がケイマンSPC使つて、言ってみればアセットバック、資産担保のCPを出していた。その規模も十兆、二十兆という単位で出して中小企業に影響あつた。捕らえてみれば我が子なりなんです。

その意味で、同じように今度はこの有限会社を使ったそのSPCが、實際上、ある意味では今までの会社更生法の適用がないという、非常に有利なところがメリットのある仕組みというものがこれなくなつてしまふということになると、これもまた非常に大きな影響を持つ。

どうなんでしょう、一度この法務委員会で、そういう利害を受けている関係者の方々から参考人として一回質疑をされて、私が余り大した知識もないでございまして、私がいまも、そういう方々から、一体全体今こうなつた、擬似外国会社の問題にせよこの有限会社がなくなる問題にせよ、その与える影響、そしてその方々が何を求めているのか、それを我々は一回聞いてそれから審議をしたらどうと、ああ、なるほどこれは修正をしないと、修正をすることが一番早い道だと、これは分かると思うんで、私、法務委員会に属して



いない人間、今日たまたま法務委員会なんです  
が、委員長に、是非一度参考人として、この擬似  
外国会社の影響を受ける方々、さらにはこの有限  
会社がなくたって新しい新会社法の下で会社更生  
法の適用を受けざるを得ないという方々の、受  
けたら困る方々の、是非一度参考人の質疑をされ  
るように要求したいと思えます。

○委員長(渡辺孝男君) たいまの案件は、後刻  
理事会で協議させていただきます。

○峰崎直樹君 そうすると、今度、今は過去の、  
要するに今までやってきた人たちの問題なんです  
けれども、これから、じゃ今までで有限会社と同じ  
ようなSPCをつくって同じように資産担保証券  
を作ろうとか、あるいは流動化商品を作ろうとい  
うように考えていたら、いよいよこれ、有限会社  
がなくなっちゃったということになるわけですよ  
ね。そうすると、今度つくられる方々は、やっぱ  
り先ほどの恐らく寺田局長の話からすれば、い  
や、それはもうLTCでやってもらうのが一番い  
いんですよと、こういう答えでよろしいんです  
うか。

○政府参考人(寺田逸郎君) それはなかなか一般  
的に申し上げにくいことでございます。私ども  
が、もしその会社法の適用がないということがそ  
の企業の存立にとってバイタルであるということ  
になれば、おっしゃるように合同会社という道が  
ありますということもサジェストさせていただき  
たいと思えますが、ただ、まあ若干付言させてい  
ただきますと、会社更生法の適用のリスクとい  
うのが一体どのぐらいあるのかと。つまり、大体  
は、多くは担保付きの債権を有しているわけでござ  
いまして、債権者は、一般債権者が一体どのぐ  
らいあって、そのリスクがあるかということをご  
う計算されるかいかんだろうと思えますので、私  
どもが最終的にはもちろんいろいろな道があるとい  
うことを御説明申し上げるということにならう  
かと思えます。

○峰崎直樹君 今、例えば会社更生法の適用のリ  
スクというものが新しい会社になった場合には生

じてくると。生じてくるんですよ。ないから、  
つまり、ないんらこんな問題は起きてこないん  
ですよ。そのリスクが極めてまじだと、ほとんど  
ないんじゃないか、実態面からしたら大したこと  
ないじゃないかというふうには、私なんぞ最初はそ  
う思いました。寺田さんと同じように思っただ  
けれども、その現実に証券化をしている人とか格  
付をやっている人たちの話を聞いてみると、この  
-%の要するにリスク、あるいは0.-%でもリ  
スクがあれば、これは格付に影響します。格付に  
影響してくるということになれば、当然掛かる費  
用が、コストが余計掛かったりしますよ。先ほ  
ど尾立さん言ったとおりですよ。

だから、そういう意味でいうと、全く何にも  
つまり今までの有限会社であつたらゼロだったリ  
スクが、ひよっとすると0.0-%ぐらいある  
かもしれないというふうになったそのリスクが実  
は証券化をされている方々にとっては大きな問題  
なんだということなんです。

だから我々、実は、今、いやそんなこと言っ  
たって、そんなわいらい騒がなくてもそんなもの  
大して起きやしませんよとか、まあ、ある意味で  
は擬似外国会社のとくもよく似たような議論があ  
りました。まあ、あんまり騒がないで、ださい  
よ、皆さん方は今やっというらっしゃるのはそう認  
めているんだからと、こういうような意見もある  
やに聞いていますけれども。

しかし、私はやはりそういう意味では司法リス  
ク、今言ったように悪意の第三者が出てきて、当  
然そういうものに何かをすることもあり得るん  
ですよ、これ、市場社会の中においては。だから、  
そういうことが今まで一〇-%リスクはなかつた  
ところにリスクが新しく入ってくるわけですか  
ら、出てくるわけですから、これをやはりリスク  
がゼロのときに返してあげるといのが私はやは  
り法治国家、今まで有限会社というものをつく  
てそういうものを認めていたのに、それが認めら  
れなくなったということになった場合には、やは  
りそこらに丁寧に対応するというのが絶対

に必要だと思ふんですよ。どうでしょうか、寺田  
局長、そこに対して。

○政府参考人(寺田逸郎君) こういう問題に丁寧  
に対応する必要がないということはもちろん思っ  
ておりません。その点に関する峰崎委員の御指摘  
は大変重要だと考えているわけでございます。

ただ、新しくこれからおやりになる方のリスク  
ということを考えてみますと、これは国が、やは  
り全体といたしまして有限会社というものをやめ  
て株式会社を一本化するということの方が、有限  
会社を残して株式会社と併存させるといことよ  
りも全体としてはメリットが大きいということ  
で、その点については、本質的に有限会社を残す  
というふうな形での問題の解決はやはり適当では  
ないということが私どもとしては言えるわけでござ  
います。

そういったしますと、後はこの個別の問題にどれ  
だけおっしゃるよう丁寧に対応できるかという  
ことでございますので、その点は、この関係者い  
ろいろおいでになりますので、十分御協議を申し  
上げる用意はあるということを再三申し上げてい  
るわけでございます。

○峰崎直樹君 有限会社を残せと言っているん  
じゃないですよ。だから、有限会社の中にあつた  
会社更生法適用というものが除かれているとい  
この点を、従前の有限会社に適用されていたこの  
適用だけは残したらどうですかと、その修正をな  
さつたら、この方々は、あるいは市場はこの法律  
によって何ら規制を受けないわけですよ。しか  
し、この新しい、一見すると規制緩和のように見  
えるけれども、このことが実は新しい規制で、市  
場がそのことによってディスターブされるん  
ですよ。混乱が出るわけですよ。だからその混乱は避  
てくたさいよというの、私は金融関係をやって  
いる側からすれば必要なことではないかというこ  
とを言っているんですよ。

ですから、私は細かいことは言いませんが、局  
長、是非答弁の中で、これまで有限会社でこのい

わゆる会社更生法を適用することのリスクがな  
かつた方々には、引き続きこのリスクが全く生じ  
ないような対応を我々としては保証しますと、こ  
をちよつと約束していただけませんか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 法務省というのは  
なかなか保証することに消極的なところございま  
す。立場上大変難しいところでございますが、立  
案者としては、様々な国会での御審議を参考にし  
た上で十分に関係者の方に御説明を申し上げ、そ  
の状況においてベストを、解決策ということを御  
説明申し上げることは必ずいたします。

ただ、おっしゃるとおり、新しい株式会社法制  
の下において一千万円、例えば、おっしゃるよう  
に一千万円以下のものについては一切会社法の適  
用をしないというような解決もこれまで非常に別  
の意味で難しさがあるということは御理解賜りた  
いところでございます。

○峰崎直樹君 いや、そういうことを言っている  
んじゃないんですよ。だから、先ほど申し上げたよ  
うに、従前のという、これまでのという意味で限  
定を要するに付けて、その分野だけでもというこ  
となんです。テクニカルなことは別にして、やは  
り今日恐らく市場関係者の皆さん方は、今日どん  
な答弁が出てくるかということをやつぱり気にさ  
れていると思えます。率直に申し上げて、です  
から、そういう意味で、そういう方々が、あ何と  
か、従前、会社更生法の適用というものがなく  
のから、そのリスクが、法務省の方もきちんとそ  
れは担保しますよということ、従来やっていたも  
のは引き続きできるんですよと、そしてそういうリ  
スクは全くありませんと、こういうことをやはり  
私は期待しているんだらうと思ふんですよ。

ですから、そういう点で、恐らく今やっても、  
何遍言っても恐らく努力、最大限の努力はします  
というところしか出てこないんだらうと思ふん  
ですよ、是非そういうことを確立していただきた  
いということを求めて、またもし何か最後にあれ  
ば、これは大臣でも構わないんですよ、局長で  
も、是非そのことを我々に確約をいただけたら

いかなというのを申し上げまして、私、最後の質問をして終わりたいと思います。

○副大臣(滝実君) 今ある民事局長から御説明しているのが立案者としては恐らく最大のあれだと思ふのでございますけれども、今、最後に峰崎委員が割と幅広い御意見をおっしゃっていただいたように思います。私もお聞きしておりまして、平成十四年の中間法人法ができましてからこの種のもの、有限会社から中間法人に大分進出してきているというようなことも聞いております。

したがって、そういうようなことを勘案いたしますと、かなりやつぱり実際のこれを担当する人間というのはいろんなリスクを、経済的なリスクもあるし、それから方が一というリスクもあるでしょうから、そういうことを考えながら選択をしてきているなというのを思っているわけでございます。民事局長もそういうことをいらんのでおっしゃったような格好で私も対応をさせていただきます。峰崎委員が取りあえず、じゃ、時間ですから終わります。

○梁瀬進君 いや、私も今のやり取りを大変興味深く聞かせていただきました。実は私の質問の中にもいわゆる持分会社の、特に誤認行為についての質問がございまして、流れでございますので、引き続きこの問題を先にやらせていただければなと思っております。

応用問題として一点、寺田さんの方に確認をさせていただきたいんですけども、先ほどのSPCの話なんです、LLC、いわゆる合同会社、有限会社から合同会社に変更したらどうだというふうな御示唆があったわけでございますけれども、その合同会社ではなくて、これいわゆる有限責任事業組合がSPCの当事者にはなれるんでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 当事者とおっしゃったのでございませぬか。

○梁瀬進君 当事者というのは、言うならば基本

契約を結ぶわけですよ、金融機関と、それからSPCとの間で。そして、アセットバックCPを出していくと、こういうメカニズムですよ。その基本契約を結ぶその当事者にLLPという立場でなれるんでしょうかと、こういう質問です。

○政府参考人(寺田逸郎君) LLP、これは有限責任事業組合でございますが、これは私どもの所管しているところではございませんので確定的なことは申し上げかねますが、ただ、法主体としては組合として一つの法主体でございますので、できないことはないというふうな考え方をしております。

○梁瀬進君 今の議論というのは、結局、百万社以上の有限会社にとつてみれば、これからの戦略的に会社形態をどういうふうに変えていくのかと、会社形態を戦略的にどう選択していくのかと、こういうふうな議論だろうと思ふんですね。例えば、ケイマンSPCにとつてみれば、有限会社形態であったならば、今後、株式会社に移行する方向を選ぶのか、あるいは今議論があつたように合同会社という方向を選ぶのか、あるいは、今の御答弁によりまして、いわゆるLLPという有限責任事業組合、この可能性もありと、こういうふうなことでお話を聞かせていただいているのかなと、こういうふうな思ふんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) おっしゃるとおりだろうと思ひます。基本的には様々な形態での組織変更ということが考えられるわけでございます。ただ、私、ちょっと一点、今の有限会社からLLPに組織変更できるかどうか、これはちょっと私ども所管ではございませぬが、基本的にはできないのではないかと考えております、そのままであります。ただ、LLPを別途組織して、そこに事業譲渡をするという格好を取るのではないかと、その場合には、というふうな思ひます。

○梁瀬進君 私も今の答弁の方が正解だと思ひますよ。組合でしよう、基本形態としては、LLPは、という形になりますと、基本契約を結ぶ際に

は個人が結ぶ形にどうしてもなつてしまふので、やつぱりLLPとしてはそのSPCの対象とか、当事者としてはちょっと不協和なかなと、こういうふうな感じがするんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) ちょっと私も正確にSPCのスキームと、あるいはLLPのスキームを理解しているわけではございませぬけれども、ただ二つ問題がありまして、一つは、そのSPCたり得るかということについては、これは法人格はございませぬけれども、一つの組合形態として法主体が認められている国においてはそれが可能だと。例えば、我が国においては多分可能だろうというふうな思っております。

問題は、しかし組織変更がLLPへできるかどうか、これはちょっと難しいのではないかな、そのままで難しいのではないかなと、こうお答え申し上げたところでございます。

○梁瀬進君 それから、これもまた、費用の話で、ちょっと質問通告はしてないんですけども、法人形態を当然変更する形になるわけですよ。有限会社から例えば合同会社という形になつた場合の手続費用はどのくらいのものとして今度の法案は見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは、そういう組織変更をするという形態が既に法律の中では予定はされておりますが、それに、恐縮でございますが、それにどのくらいの経費が掛かるかどうか、これはなかなか難しいところでございます。私どもその点について試算は、誠に申し訳ありませんが、いたしておけません。

○梁瀬進君 百万社以上の有限会社にとつてみれば、強制的に組織形態を変更させられるわけですよ。そういう状況に置かれる人々にとつてみれば、有限会社をこれか例えば株式会社にするとか合同会社にするとか、そういうときにどういう手続をして、その手続にどの程度費用が強制されるのかなというところになるわけですから、そこら辺についての説明なしでこの法案を提案をする

というのはちょっと極めて乱暴な感じがするんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 手続そのものは、これは現在の七百七十五条以下で決まっております。組織変更計画をいたしまして計画書を作つて、それに株主の同意を得て、債権者に通知、催告、公告をして、それで登記をしますと、こういうことでございますので、この経費がどのくらい掛かるかでございますが、登記に掛かる登録免許税というのが多分確実に発生するわけでございますけれども、あとどのくらい掛かるかについては全くやりようではないかなという理解をしております。

○梁瀬進君 当然、手続変更をしますと、新しい法人形態として登録するわけですから、その今御答弁があつた登録免許税、これは当たり前の話になつてくるんですよ。これについては、会社法を大変更することによつて、言うならば国策の変更による負担なんですね。これについても登録免許税は要求するんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) この点も多分こうお答えするとおしかりを受けるんですけども、税務当局でお決めのことでございませぬけれども、私どもとしては登録免許税は掛かるという理解をしております。

○梁瀬進君 これも通告外のことで大変恐縮ではあるんですけども、正に登録、国が新しい法律を作る、それによつてこれ変更せざるを得ないわけですよ。それで、にもかかわらず登録免許税はちゃんと取りますよこれちょっとひどい話なんじゃないんですか。

そういうことについて、大臣、これは検討はなさつてこなかったんですか。だから、国策変更による法人形態変更である以上は登録免許税は例えば減額をしてしかるべきだというふうな、そういう検討はなかつたんですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 有限会社は特例有限会社として残ることがありますので、これ、強制的に合同会社にするところではございませぬ。

○築瀬進君 それはまあ質問の一部にしか答えていないので、変更する人もたくさんいるわけですよ。それは、会社法のこの新しい成立によってそうなるんですよ。国がそうさせるんですよ。それについて、やっぱりちゃんと登録免許税を取るんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) その部分こそ正に政策的な部分でございますので、私どもでもお答えすることは、恐縮でございますけれども、差し控えておきたいと思っております。

○築瀬進君 政策的なことだったら大臣でしよう。どうですか。

○国務大臣(南野知恵子君) 関連することは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、政策的な問題とか、それからお金がどうかということとはちょっと所管しておりません。

○築瀬進君 このような、今、日本の法人形態を株式会社と有限会社がある意味で二分しているわけですよ。その半分ある有限会社を株式会社と溶け込ませるといふふうな、そういうふうな文句で会社法が、我々、説明を受けました。で、それは正に皆さんが出されてこられたこの会社法案の成立によって、有限会社の皆さんは組織変更をある意味で余儀なくされるんですよ。結果として、登録免許税についての手当てが、正にそこは全く考えておりませんというの、これは非常に政治の怠慢以上の何物でもないんじゃないんでしようかね。大臣、いかがですか。

○国務大臣(南野知恵子君) そのようには思いませんが、有限会社が特例有限会社として存続していく方法もございます。御希望であれば合同会社に変更することもできます。したがって、合同会社に変更されようとする場合には、今、課長から御報告申しましたように、手数料といふことが免許登録料ということはあるということであらうかなと思っております。

○政府参考人(寺田逸郎君) ちよつとあるいは説明が誤解を生んだかも分かりませんので少し補足させていただきますと、今回、有限会社というも

のの制度の廃止によって、非常に特殊な形態ではありますけれども株式会社に移行すると、こういう企業にとつては、これは従前のおり看板は有限会社そのもので構いませんし、それから組織も全く変更することは必要ございませんので、登録免許税も全く掛かりません。

ただ、おっしゃっておられるのは、先ほど峰崎委員からもお話がありました、あるいは尾立委員からもお話がありました、非常に、その有限会社の中の一部分ではございますけれども、かなり多くの商売をされておられると、そういうものの中に、これまでのリスクを計算する上で会社更生法の適用がなかったということ非常に重視されていたとお感じになる方々、こういう方々が今後何らかの形で合同会社その他の会社形態に転換される際に掛かるわけでありまして。

この部分については、こういうものが果たして我が国のこういうSPCを育てていく上でどれだけ重要かという政策的な課題でございますので、そういう意味では私も私どものお答えすべき範囲ではないと。つまり、それはSPCをどう育てていくかという観点から別に、税の特別の軽減その他を考えるのであれば、お考えになるということでございます。私どもからそれを御答弁申し上げることはできないということを先ほど申し上げたわけでございます。

○築瀬進君 SPCへのこだわりでお答えになつておられるけれども、これはSPCだけじゃなくて全体のお話をさせていただいておるつもりです。

正に有限会社という、そういう形態が特例の場合はあるということですが、それは特例は特例でございます。当然有限会社という形態は大きく、株式会社に行くか、合同会社に行くか、あるいはLLPの方に移らざるを得ないかとか、様々に皆さん考えるだろうと思っております。その際の手続の移行形態あるいは掛かる手続費用等についてきちんと整理した資料というのは法務省にあるんですか、ないんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 一般的に今の有限会社が今後どうなるかということについて整理したものはございまして、実際にその際に、例えば先ほど申し上げたように手続に弁護士さん等の費用も掛かるだろうということなどを念頭に置いた上での経費の試算をしたものはございませぬ。

私もといたしましては、ちよつと補足させていただきます。私どもは恐縮でございますけれども、今の有限会社でやっておられる方々、これは大半の方々は今の有限会社の形態をそのままやっていかれるだろうというふうに見込んでおります。

それは、今の有限会社の経営の実態からいたしますと何も変える必要はないとお感じになっておられるに違いない、また、そういうように私どもはこの案を試案として発表した際に様々な方から御意見をいただいた際も、恐らくは今の有限会社はそのまま有限会社のままでいたいだらうからこそ、その経過規定として有限会社のまま残せという規定を置いてという御意見があったわけでございますので、それに従いましてこの経過規定を設けているわけでありまして、あくまで、もちろんいろいろな政策判断はございまして。従前のもも有限会社からほかの会社形態に発展していかれようとかという方はおられたわけでございますから、それが新しい株式会社法制になりましたら株式会社に移行されようという方がおられないわけはありませぬ。それは、当然そういう移行のための手続というものは前回もお話ししたとおりあるわけでございますが、それが何と申しますか、先ほどのSPCの問題のように、余儀なくされるといふことによつて経費が生ずるといふ理解は全くしていないところでございます。

○築瀬進君 それは理解の仕方でございます。この法律がなかりせばそういうこともなかつたわけですから、それを私は余儀なくというふうな表現使つたつもりなんです。

それで、弁護士さんとかそういうものも諸費用じゃないんです。まずは、いわゆる組織変更するとなれば、これは当然法人形態を変更す

る、新しい新法人についての登記をしなければならぬ、当然、登録免許税、これはもう当然の話です。この登録免許税がこの会社法案の成立の結果として出てくる。

いわゆる法人形態の変更による登録免許税についての検討というのは今もつてなされてないんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これはもちろん検討はいたしております。

それで、私どもの理解では、これは本来なら税務当局からお答えをさせていただくべきことかもしれませんが、私どもからお答えさせていただきますと、資本金額の一・五、税額が三万円未満のときは三万円ということに理解をいたしております。

○築瀬進君 今、私も余り、通告しない質問なんです、これ以上追及はいたしませんけれども、やはりこれは新法の成立によつて出てくる新たな費用であるということ、これはもう間違いないことなんです、それについて様々な配慮というふうなものはするの、私は当然だろうと思つております。これは引き続き御検討いただきたい。なと、こういうふうな思つた次第でございます。

それで、今度通告の方に戻りますけれども、五百八十八条という規定と五百八十九条という規定がありまして、いわゆる持分会社を見つたら非常に面白い規定だと思つたんで、これちよつと質問させていただきたいと思つたんですけども、誤認行為の責任ということなんです。

幅を誤認させると、こういうふうな誤認の形態を一項と二項で分けて、書き分けているんです。

ただ、私思ったのは、合同会社、これ有限責任です。その合同会社の社員が、自分は無限責任を持った例えは合名会社の社員であると、それはまあ調べれば分かるはずだということではあるかもしれないけれども、新法制定当初、合名とか合同とか合資とかやたら新しいものが出てきて訳も分からずに取引をしてしまった、その結果として有限が無限を誤認させたと、こういうふうな場合もあり得るんじゃないのかな。その場合はどの規定でカバーされるんですか。これ寺田さんに。

○政府参考人(寺田逸郎君) この規定は、元々持分会社の中には無限責任社員と有限責任社員がある場合が主でありますので、そういうことを念頭にできた規定であります。

それで、ただし合同会社の場合も、株式会社等持分が定型されている場合と違ひまして、非常中に持分割合というものについての分かりにくさというものがありますので、したがって誤認ということとをさせやすい環境にある。そういうことで、これを偽った者についてその責任を表示行為に合わせて取らせると、こういう趣旨であります。

今おっしゃったのは、合同会社の中であつても無限責任社員であるということとを念頭に置いた御質問でございますけれども、そもそも合同会社というものは会社形態としては全員が有限責任社員、有限責任を負うべきメンバーということになるわけでございますので、およそそういうことを誤認させるといことが現実の問題として起こり得ないということとを私、申し上げているわけではございませんけれども、しかし会社の形態を見ただけでそれを当然無限責任があるというところを誤解するというのがむしろ仕組みとしては例外的な場合であろうと、そのことについてまで手当てを置く必要はない。つまり、これは合同会社という以上は、当然有限責任の方々の集まりだと理解して

いただかなきゃならないと、そういうことを前提にしているわけでございます。

○築瀬進君 しかしね、現実としては合同会社が何たるかというのは、それはもうある意味で相当何年もたたなきや一般には知れ渡っていない話なんで、当然あり得る話なんです。現実それが起こった場合どういふふうに対処するんですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) それは会社の中の、いろんな方おいでになりますので、非常に許し難い場合も出てくるだろうということは私も決して否定するわけではございません。その場合は、一般の不法行為責任でカバーすべきというふうを考えております。

○築瀬進君 時間がないので次の質問に移ります。

法務大臣、今回、今度の会社法で様々な今までの会社あるいは株式等のイメージがかなり大幅に変えられていくというふうなものを我々、審議の中で実感しているわけなんですけれども、二百十四条という規定がございます。これは「株券を発行する旨の定款の定め」と、こういうタイトルが付いていますけれども、この二百十四条で、今までは実は株券の発行というようなのは原則的であると扱われていたんですけれども、むしろ今度の会社法ではこの原則と例外が逆になつて、会社法では株券を発行するということがむしろ例外になつていて、どうも株式会社という、これは株券が付き物だと我々は思っておつただけけれども、何でこんなに原則と例外ががらりと変わつちゃうんですかという、こういう疑問を持つんです。

その理由を端的に御説明いただきたい。端的で、質問だけでいいですから。

○国務大臣(南野知恵子君) 端的だと誤解が生じて困りますので、ちょっと御報告を念を入れてさせていただきます。

現行商法におきましては、株式会社は株券を発行するのが原則であります。これは先生おつ

しゃつたとおりでございます。定款の定めにより株式を発行しない株式会社となることもできると。他方、会社法におきましては、株式会社は株券を発行しないのが原則であり、定款の定めによりまして株券を発行することができるとしております。このように商法と会社法におきましては株券の発行の有無について原則と例外とがこれ逆になつていて、先生御指摘のとおりでございます。

株式の譲渡が頻繁に行われます上場会社につきましては、社債、株式等の振替に関する法律の施行後は株券を発行しない株式会社となることが予定されていること、さらに、上場会社以外の株式会社ににつきましては、株式の譲渡が行われることがまれであり、転々流通することを前提として有価証券たる株券を発行する必要性に乏しいことなどを考慮したものでございます。

○築瀬進君 二百十五条三項に、株券発行会社は株式の分割をしたときは遅滞なく株券を発行しなければならぬと、こういう規定があるんです。これはまず、来ていただいたとおもうんですが、金融庁にお尋ねしたいんですが、これ質問既にごさいますけれども、株式を大量に分割するということそんなやり方、ある意味で非常に有利に株式運用を行っている等の話をよく聞くんですけれども、そういう実態はどうなんでしょうか。

○政府参考人(振角秀行君) じゃ、金融庁の方からお答えさせていただきますか。

株式の分割につきましては、商法とか我々が所掌しています証券取引法についてもそれを禁止する規定はございません。ただ、株式分割を利用して、これはまあ重要事実でございますので、インサイダー取引が行われたとかあるいは不正な手段等が行われた場合には証券取引法上の不正な取引規制が適用されるということで、我々としてはウオッチングしているところでございます。

あと、具体的には、大幅な株式分割としての事例があるかということでございますけれども、こ

れはライブドアを始めとしましていろいろな企業がかつては利用していたことがございます。

これに關しましては、御指摘のように、株券が発行されるまでの間に株式に係るその需給状況を反映して価格変動がかなり大きくなるという可能性がございましたので、上場市場を監督しております東証におきましては、今年の三月の七日に、株式数が株式分割前の五倍を超えるというふうな株式分割については、投資家にいろいろ不測の影響を与えるということがございますので、段階的に実施をするとか、いろんな要請をしておるといふところでございまして、その後、大幅な株式分割は行われていないという状況にあるということでございます。

○築瀬進君 まあ、五倍というふうな実態の中でそのようなルールが作られつつあると、こういうふうな御答弁だつたと思ひます。

それから、時間も限られておりますので、親子会社についてちょっと質問を移らせていただければと思つております。

今回の会社法の二条にははずつと定義規定が並べられておるんですけれども、その二条の三号と四号で「子会社」、「親会社」と、こういうのがあつて、ここでもこの委員会でも非常に議論になりました法務省令への委任というふうなものが出てくるんですね。これからいわゆる親子会社といひますか、企業結合法制が非常に重要になつてくる。その一番根本に來るのが、子会社とは何か、親会社とは何かと、こういうふうなことははずなんだけれども、そこでも法務省令で委任をしちゃつておるといふのは、これはまた基本的に問題だと思ひます。

ただ、この三号、四号では、その委任の趣旨に当たるといふ一番大本の部分で、「総株主の議決権の過半数」、あるいは「経営を支配している」と、こういうふうな一種のメルクマールが法文の中で書かれている。全くやみくもに白地的に委任をしているのではないということも理解はされるんですけれども、その上で、この「議決権の

過半数」、あるいは「経営を支配」と、こういうふうなことの具体的な意味、内容について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(寺田逸郎君) これはまず、元々なげこういうふうにしたかでございますが、これは形式的に総株主の議決権の過半数だけにしまして、やり方が一つあるわけでございます。しかし、現行法でも商法の特例法では、既に実質基準で、つまり五〇%か五〇%でないかということだけで決めるのではなくて、やはり実質的に支配がされているかどうかということを経済的なメルクマーにしようというやり方が取られておりまして、今度の会社法案ではその今の特例法のやり方に従おうという、そういう考え方でできているわけでございます。

それで、「総株主の議決権の過半数」というのは、これはもう読んでそのとおりでございます。形式的に議決権を数えて過半数に達するということでございますけれども、これはあくまで例示でございます。最終的には議決権の過半数を有していても実質的に支配しているもの、あるいは有していても実質的に支配権を有してないものも逆にあるわけでございます。

それで、具体例を申し上げた方がお分かりになりやすいと思ひますのであえて申し上げますが、例えば議決権を五〇%以上持つていても、その当該会社、相手方の会社の方が既に清算手続に入っている、会社更生の適用を受けている、こういうようなものもはやその子会社として規律する意味がございませんので、こういうものは除くというつもりでございます。

他方、議決権が五〇%に達しない場合でも、極めて五〇%にまあある程度近いという評価ができる割合を持つていて、しかし他方、その取締役会の構成員を見ましたり、あるいはその会社が結んでいる契約の重要なものを見ましたり、あるいは融資というところを見ましたりした上で、これは実質的に支配しているということになれば、これは逆に親子会社の範疇に加えるという、そういうこ

とを念頭に置いておられるわけでございます。

具体的には、今申し上げたようなものをもう少しかみ砕きまして、パブリックコメントにかけた上で省令を定めるつもりでございます。おっしゃるとおり、実質的支配というもののついてのこれまでのある程度の方針というものを基準にして省令を定めるという意味では全く白紙で定めるつもりはございません。

○梁瀬進君 是非、具体的な経済の実態にもきちんとは対応した形で、そしてやがてつらなければならぬ企業結合法制の一番根幹の部分に位置付けられる指標としてこの法務省令を定めていくと、こういうふうな気構えでお取り組みをいただきたいと、こういうふうな思ふ次第でございます。

それで、内閣府、来ていただいているので、この質問が導入なんですけれども、いわゆる郵政民営化という形の中で、持ち株会社とそれから四つの事業会社、こういうふうな形になっていくんですけれども、もう時間が限られていくので、まとめて答えていただきたいけれども、持ち株会社とそれから国の資本関係がどうなるのかと。それから、持ち株会社と四つの事業会社の資本関係がどうなるのかと。さらには、その規模はどのようなものとして、資本金の具体的な金額として想定をされているものがあればそれを答えていただきたい。端的にお願ひします。

○政府参考人(小風茂君) お答えさせていただきます。

郵政民営化関連法案におきましては、民営化により郵政公社の機能を引き継がせるということ、新たに郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社、この四つの事業会社と、お話しにありましたこれらの株式会社の持ち株会社として日本郵政株式会社、合わせて五つの株式会社を設立するということを考えております。

まず、持ち株会社と四つの事業会社の関係でございます。持ち株会社は常時郵便事業会社

社と郵便局会社の発行済株式の総数を保有していただければならないというふうにしてございます。したがって、その持ち株会社は常時これらの会社のすべての議決権を保有するという関係にございませぬ。

それから、他方、郵便貯金銀行と郵便保険会社につきましては、民営化当初は持ち株会社がすべての株式を保有するということになっておりますが、十年間の移行期間中に両者の株式の全部を段階的に処分しなければならないというふうなことでございませぬ。したがって、その持ち株会社は、民営化当初は郵便貯金銀行と郵便保険会社のすべての議決権を保有しておりますけれども、移行期間終了後は、終了時には議決権を全く保有しない状況になるというふうな制度設計をしております。

それから、国と持ち株会社の関係でございますけれども、政府は民営化当初は持ち株会社のすべての株式を保有して、したがって、すべての議決権を保有するということになっております。その後、政府は常時持ち株会社の議決権の三分の一超の株式を保有しなければならないということにされておまして、またその保有義務のない株式につきましてはできる限り早期に処分するよう努めるものとされておりますので、政府の保有する議決権につきましては三分の一超になるまで減少していくことになるというような制度設計をしております。

○梁瀬進君 済みません、資本金の規模、想定規模。

○政府参考人(小風茂君) 資本金の規模でございますけれども、これは昨年の秋でございますが、骨格経営試算というものを公表しております。各会社、一応郵便、そのときの骨格経営試算における自己資本金ということで、郵便事業会社は一・六兆円、それから郵便局株式会社は二・一兆円、郵便貯金会社につきましては二・五兆、それから郵便保険会社は一・四兆と、そういうような仮定の計算をしております。一定の前提を置いて

おります。

持ち株会社につきましては、その各事業会社のそのものが資産になるということでございませぬ。○梁瀬進君 持ち株会社はその各四つの事業会社の合算額に考えておきたいということですね、はい。

それで、今、やがて、スタートラインは一〇〇%だけれども、減らしていったら、五〇%をやがて割り込むこともあるけれども、三分の一は必ず超えていなければならないと、こういう関係なんです。こういうその持ち株会社とそれから四事業会社というのは親子会社なんでしょうか。これについては大臣の御認識、聞いておきましょう。法務大臣。

○政府参考人(寺田逸郎君) 今御説明があったことを前提といたしますと、持ち株会社と、事業会社と窓口会社、この二つについて一〇〇%の保有でございますから、これは親子会社であることは全く否定できないところであろうかと思ひます。貯金会社と保険会社につきましては一〇〇%から〇%に移行するわけでございませぬので、形式的にはいいですとその中間のどこからか親子会社関係が切れることもあり得るわけでございませぬ。ただ、切れたその時点でも、先ほど申し上げましたように、省令の関係で一部入ってくることはあり得るわけでございませぬ。

○梁瀬進君 三分の一持ち株会社の比率が下がっても、やはり国がそれぞれの事業会社の親会社であるというの基本的な関係であるというふうに見ていいわけですね。いや、ごめんなさい、持ち株会社、ごめんなさい、いや、ごめんなさい、持ち株会社が親会社であると、こういうことだということですよ。

○政府参考人(寺田逸郎君) 持ち株会社と事業会社の関係ではそのとおりでございます。

○梁瀬進君 それで、国は持ち株会社の基本的な筆頭株主的な存在になるんですけれども、例えばこれはもう再三議論になっているんですけれども、国が株主として、例えば子会社としての郵便

事業会社、あるいは郵便局会社、あるいは暫定的ではあります。貯金銀行あるいは保険会社と、こういうそれぞれについての不祥事が起こったような場合にチェックをできるかどうかということなんでしょう。

現時点の一般的な解釈からいいますと、株主代表訴訟を国が起すとしたら、この郵便事業とか郵便局とかという四つの事業会社に対して株主代表訴訟の対象にすることはできるんですか。これ、大臣。

○国務大臣(南野知恵子君) 株主代表訴訟を提起することが出来る株主は、現行商法におきましても会社法におきましても、これにより責任を追究される立場にある者が役員を務めている株式会社の株主に限られておりますので、親会社の株主が子会社の役員に対して代表訴訟を提起することはできないものと理解しております。

○築瀬進君 一〇〇%の巨大な、一・六兆とか二・一兆とかすごいものがあるんだけれども、国は何も言えないわけですよ、そういう意味では、つくつてしまいますとね。この関係でいいんですか、大臣。

○国務大臣(南野知恵子君) いいかどうかという評価について私がコメントする立場にはないと思っておりますが、これ今皆様方が議論していただいているところでございまして、肅々とその方向に向かっていっているというふうには思っております。

○築瀬進君 その方向というのは、我々の立場からいえば多段階の株主代表訴訟も認めるべきだということ、これが私どもの方向ですよ。その方向を御承認いただけるんでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) それはちよつと違う立場でありますけれども。  
先生御指摘の多段階代表訴訟は、親会社の株主が子会社や孫会社の取締役の責任を追究することができる株主代表訴訟のことであるというふうに理解いたしております。

多段階訴訟を認めるべきであるという御指摘をこれまでもいただいておりますけれども、これを

認めました場合には、より一層親会社の子会社や孫会社に対する支配力が強固なものとなりますために、子会社等の取締役がその子会社の株主の利益よりも親会社やグループ全体の利益を優先するという行動を取るおそれ、すなわち企業結合法制の議論において問題視されている事態をより深刻なものとするおそれもございまして、いざにいたしましても、その導入につきましても様々な角度から慎重な検討を要するものと考えております。

○築瀬進君 もう時間も来ましたので、慎重な検討は結構なんですけれども、特例的にも国の権限をしつかりと、せつかく三分の一以上は常に持っているという形で持ち株会社を国のコントロール下に置こうという、そういう体制の中の民営化なんではないかと。ところが、そういう民営化でありながら、会社法の方では、もう事業会社にする郵便事業、郵便局、チェックできないんですよ。こんなちくちくはぐなやり方は僕はおかしいと思いませんか。

だから、そういう意味では、多段階代表訴訟の検討も、それは慎重ではありながらも、場合によつてはこれ認めていく、特例的にも認めていく等々の対応というふうなものには可能なんじゃないんでしょうか。これは郵政民営化に限って多段階代表訴訟を容認したらいいんじゃないんですか。どうですか、大臣。

○政府参考人(寺田逸郎君) 郵政事業について会社法がどうあるべきかということ、その法的な関与はどうあるべきかということは、法制上は、一方は組織法の観点から、他方は行政規制的な観点から様々に考えられますので、問題が、どういふ不都合が起きるかによつて様々考えられるわけでありまして、

その郵便事業というものが適正に行われるかどうかということ、そもそも郵便法で様々な規制が国から掛けられておまして、郵政民営化後も一定の範囲でそれはそのまま継続されるというふうなことも理解しておりますので、そういうこと

が相まって全体として郵便事業がうまくいくというふうにお考えに多分なられるらうと、これは私どもから責任を持って申し上げられることではございませぬけれども、そういうことでございまして、会社法ももちろんその資金提供者としての立場からのコントロールということを考える面では重要でございまして、それ以外のところもあるということを一御理解いただきたいところでございまして。

○築瀬進君 時間が来ました。終わります。  
○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。今日は、取締役の責任の緩和の問題でまず質問をいたします。  
まず、大臣にお聞きしますけれども、今回の法案で取締役の責任がかなり緩和をされておりますけれども、具体的にはどういうことになるのでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) 現行の商法におきましては無過失責任とされております取締役の責任の中で、会社法におきまして過失責任としたものの第一は、分配可能額を超える額の剰余金の分配をした場合の取締役の責任ということでございまして。

第二は、株式会社と取締役との間で利益相反取引が行われた場合の取締役の責任であります。もつとも、この点に関しては、自己のために直接に利益相反取引を行った取締役につきましては無過失責任が維持されております。

第三は、株主に対する利益供与に関する責任であります。もつとも、この点に関しても衆議院における修正によりまして、利益供与行為に関しては、行為の主体を行った取締役については無過失責任を維持することとなりました。

第四は、現物出資が行われた場合に、出資された財産の価額が不足した場合の補てん責任ということでありまして。

なお、これらの過失責任とした責任に関しましては、無過失であることの立証を取締役が行わなければならぬこととされておりますので、責任

を追及する者の負担が著しく増加するものではないと思っております。  
○井上哲士君 法務省は、今回、この取締役の責任を原則無過失から過失責任に変えるその理由の一つに、委員会等設置会社と、それからそれ以外の会社とのバランスということを挙げておられます。衆議院の答弁を見ますと、この委員会等設置会社が出来たときに取締役の責任を過失責任にした事情について局長が述べられておりますが、「委員会等設置会社については、いろいろな権限のチェック・アンド・バランスがあるということが何となく前提となつて、基本的には過失責任というスキームがとられた」と、こう述べられました。

「何となく前提」という程度のことでは、当時、果たして立法事実の前提があつたらうかと思つておられますけれども、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) この点は、実は今度の会社法案を作るに当たつて法制審議会で様々な議論いただいたうちの最も難しい問題の一つでございまして。

元々、委員会等設置会社をつくつた際には、おつしやるとおり基本的に取締役の責任も、それから執行役の責任も過失責任化したわけでありまして。その際の理由付けをいたしまして、取締役の方は取締役会としてどちらかという監視、

チェックということに重点を置いた役割になつたから、それで過失責任で足りるのだと、執行役の方はいろいろな監視を受けているので過失責任で足りるのだと言つたこと、まあそういう仕組みというものが過失の責任化というものを理由付けしたんだという説明の仕方がされることが多かつたわけでありまして。

しかし、法制審議会で改めて様々な御議論をいただいた中では、もちろんその一つの要因といたしまして、当委員会等における附帯決議でバランスを欠くではないかと御指摘のあつたことも

ありましたが、理論的に考えて、果たしてそういう委員会等設置会社における取締役の立場と監査役会設置会社における取締役の立場に、一方は過失、一方は無過失ということとその監視の行い方の権限の分配のありようによって違ふということとで本当に理由付けられるだろうかという御議論になったわけでありませぬ。

その上で、そういうことというよりは、むしろ取締役の置かれてある立場、あるいはこれを無過失責任化することの意味を様々考えた上で、やはり取締役といふのは委任を受けている立場で、原則は過失責任であり、しかし非常にこれは過失責任では具合が悪いと、例えば今回の場合でも直接の実行行為者というものを衆議院の修正を含めて幾つか抜いておられますけれども、そういう例外を除いた部分の原則の部分はやはり過失責任というのが本来の在り方ではないかという御議論になったわけでありまして、そういう意味で、私の先ほどの説明は、「何となく」という表現が的確かどうかについてはあるいはおしかりを受けるかもしれないが、この問題を平成十二年、十三年辺りに御議論をいただいた際には、必ずしも十分なこの問題の性格付けをしないで御説明を申し上げた部分が一歩あつたのではないかなというところからそういう表現をしたわけでありませぬ。

今回、改めてこの取締役の責任というのを、本来どうあるべきかということとを委員会等設置会社と監査役会設置会社との間で双方にまたがって検討した上で、立証責任はあくまで取締役側に、過失がないという側にある、しかしそうした上で過失責任化するのが適当であるという、こういう判断になったと、その経緯を衆議院でそのように表現して御説明申し上げたわけでありませぬ。

○井上哲士君 今御説明ありましたが、当時、委員会等設置会社の取締役の責任を軽減すること自体私どもも反対をしたわけですが、当時は何となくではなくて、実に具体的に説明をされていたわけですね。その理由は取締役の役割の変化ということで説明をされておりました。

具体的には、例えば違法配当については、執行役は計算書類を作成すると、そして取締役はそれを監査、承認をするというふうな、執行と監督が分離されたこと、これで説明されておりました。そして、この委員会等設置会社における取締役の権限というのは現行法の監査役とほぼ同等になったと。そうすると、その監査役の負っている過失責任に取締役の責任も合わせましたと、こういう説明をされたわけなんです。

そこで聞くんですけれども、今回の法案で、この委員会等設置会社以外の取締役の役割、執行と監督を兼ねているというこの役割というのがこの法案で何か変化をしているんでしようか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 役割については変化はございません。

○井上哲士君 にもかかわらず、今回、委員会等設置会社以外の取締役も過失責任に変えるということですから、先ほど述べたような当時の説明と変わってきているということなわけですね。

それで、実は当時の委員会の議論などのときも、バランスが失するんじゃないかという質問は何人かからされております。それに対して、まだ時期尚早だという答弁を何度かされておられます。委員会等設置会社において取締役の役割が変化をしたということ、そのことによって業務執行行為に従事しないということとで会社に損害を与える可能性が非常に減った、そして取締役会による監督体制が格段に強化されると、こういう三つの背景があつたから委員会等設置会社については過失責任に転化したと。このような手当てがなされてい

ない通常の会社における取締役の責任について過失責任に変更するというのは時期尚早だと、こういうふうな言われているわけですね。

そうしますと、今、取締役の役割そのものには変化がないと言われましたけれども、当時時期尚早だとされたこととの関係でいいますと、それ以外の問題で、今度はもう時期が来たと言われるような具体的な手当てがそのほかの分野でもされたこと、こういうことでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 大会社については今回も内部統制システム、その義務付け等、監査役会設置会社についても、従前より広げたところはございますが、それ以外のところで仕組みとして取締役の権限あるいは義務というところで変化をもたらしているところは無いわけでございます。

先ほどの具体的な例に即して申し上げますと、例えば違法配当については今回過失責任化はいたしておりますが、繰延べの税金資産など将来予測を前提とした資産が計上されるようになってきているという環境が一つございませぬ。これについて、取締役がその時点で入手できる資料、最善を尽くしても、あるいは会計監査人もそれを適法だということになりました。計算書類作成時には判明しなかつた事情によつて将来の予測が大きく異なるという評価せざるを得なくなるという場合、これはその取締役が無過失責任を負わせるというようになつておられます。そういうこと、そういうことについて可能性としてはより明らかになつてきたということは一つございませぬ。

また、現物出資の過失責任化について申し上げますと、出資された財産の価額が不足した場合に取締役が無過失責任を負うということになります。非常に現物出資が行われにくくなつておられるわけございませぬ。そういうことが現物出資が現に行われない非常に大きな事情として指摘されて、このことが合併事業であるとか、あるいはグループ内の再編などの場合における手段というのを非常に限定している、非常に事態としては窮屈になつておられるという御指摘はあつたわけございませぬ。

そういう意味での環境の変化というのはあるわけございませぬ。御指摘のような取締役の本質的な性格の変化ということがあつたわけございませぬ。

なお、一言付言させていただきますと、従前も、もちろん取締役の役割について、委員会等設置会社においては監査役会設置会社に比べますとそれはより監視的な立場に置かれることは確かでございますけれども、これらの取締役の立場も、基本的な会社の経営方針、運営、執行方針というようなものは決められるわけございませぬ。監査役と全く同等ということではないということ、その後私どもとしては考えざるを得ないわけございませぬ。そういう意味で、当時の説明をひっくり返すということはもちろんフェアではないことは重々承知はいたしているわけではございませんが、その後の法制審議会の御議論では、必ずしも、当時の説明というのは適当かどうかということについて若干の留保があることは確かでございます。

○井上哲士君 今言われた監査役と取締役の役割がイコールでない、だから過失責任にするべきじゃないということ、私も当時委員会で申し上げたことなわけですね。それで、結局、当時はいろんな理由付けをされて、そしてこういう条件を、何らかのやっぱ手当てが必要だということ、それを別と違ふ理由を持ち出されて合はせるということになりますと、一体何のための議論かということになつてくるわけですね。

今幾つか、二点ほど環境の変化ということをお話しましたけれども、これは衆議院の答弁で、実務運用上様々な支障が無過失責任にしておくこと、出ていけると言われた、その中身が今の二つの環境の変化という理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 代表的な例として、実務界から御指摘をいたされて、法制審議会でもそういう御議論の際の材料として用いたものはその二つでございます。

○井上哲士君 私、二〇〇三年の日本経団連の会社法改正の提言も持っておりますけれども、この中でも取締役の責任の過失責任化という要望が出されておられます。いろんな形で、経済界からでき

るだけ責任は軽くしてほしいという要望はある意味当然ながら出てくると思うんですね、株主代表訴訟の問題なんかでも繰り返して出てきたわけですが、そういう要望が身勝手なものなのか、それとも経済の実態に沿ってどうなのかということとは一つ一つ判断をしくちやいけくないと思うんです。

ちよつと違う話ですけども、例えば独禁法が先日改正をされました。談合の課徴金を大幅に引き上げるといふ当初の案からいいますと、経済界から随分反対の声が上がって小幅の引上げになりました。ところが実際には、今、橋梁談合で大問題になっていますけれども、日本経団連の副会長をやっているような企業がその談合にも参加をしていたということもあるわけですから、経済界からいろいろな要求が出たからといって、はいそうですかと受け入れたのでは、やはりしつかりとしたルールある経済になつていかないと思うんですね。

この問題でも、一昨日ですかね、長銀の元頭取の違法配当について懲役三年という実刑判決も出ました。粉飾決算と違法配当というのが上場企業にさえ蔓延をしているという今の下で、こういう違法配当に対する取締役の責任が重過ぎるという声にそのままたえてこういう軽減をするということになりますと、結局、取締役の様々な責任を言わば免罪をしていくというモラルハザードにすらなるんじゃないかという気もするんですが、この点どうでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) もちろん、この点について日本経団連を始め幾つかの経済団体から御要望があり、あるいはそういう団体からの正式な要望でなくても関係者の方からいろいろの形でそういう意見をお聴きすることはあり、そういう意味で、私も大体総じて経済界がこういう御要望を持っておられたということは承知していた、そのことは事実でございます。

しかし、ごらんだきましても、立証責任の点を含めまして経済界の御要望が一〇〇%実現できているわけではございません。私ども、経済界の御要望はあくまで一つの要望として承っておりますのでございまして、むしろ法制審議会では、若干経済の実務に疎いと言われる方々も含めまして、理論的な面での検討も様々したわけでありまして、その上で、しかし今回は共通に私どもとしては委員会等設置会社と監査役会設置会社で同じような、本質的には同じような責任の在り方をし、しかし一部は現在よりもむしろ商法特例の適用会社にとつては厳しい立証責任の転換をし、それで全体として制度をつくり上げていくというのがこれからのやり方として正しいという認識の下に法案を作つたわけでありまして。

もちろん、今、井上委員が様々おっしゃられたように、今日の社会、資本主義社会において、透明なルールの下でそのルールが実践され、それによつて経済活動が行われることは非常に重要であります。そのことで無過失責任化から過失責任化がもし非常に経済活動にとつてマイナスだという評価が得られるんだつたら、私どもはもちろんそういうことはいいたすつもりはございません。

ただ、公平に考えまして、一定の過失がないのに取締役会、取締役の責任を追及し、その者から賠償を得るといふのは経済の実情から見ても余り適当ではないんじゃないかという判断があり、しかし、責任の追及側からすれば相手方に立証責任を負わせるというのには合理的であるということも、一つの合理的な制度として御理解を賜りたいところでございまして。

○井上哲士君 委員会等設置会社以外の会社の取締役の実態に変化がないにもかかわらずこういうやり方をするのはおかしいということを申し上げてきたわけでありまして、それで、これまでの商法でもその考え方の関係でお聞きをするわけですけども、これまでは債権者や株主保護のために資本充実の原則がありました。これに対する取締役の責任が非常に重いと、ですから、直接配当を行う取締役だけでなく、その執行を監督

し決定に参加する取締役にも無過失責任という非常に重い責任を課してきたと。それほど厳格な監督責任、決定責任を負わせるというのが従来の商法の考え方だつたと思うんですが、このこと自身を転換をしたと、こういうことでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) それはそうではございません。元々資本充実というのは、基本的にはその資本金ということを示されている額という、出資された現実の額ということのバランスを考えているわけでございます。それが現に保たれているかどうかということを経済的に確保するかどうかについては、これは国によって様々な面がございまして、今申し上げたようなことについて、今の商法は、資本金というのは出資された財産の価額以上には絶対に計上しないという形式的な範囲で理解をしているわけでございます。それについて、会社が存続する以上常に資本として示された額の財産が会社になければならないことを確保しようという法制もあるわけでございます。これは、ヨーロッパの法制の一部にはそういうことが見られるわけでございます。それについて徹底した考え方だという評価もあるわけでございますけれども、そもそも、現行の商法もそこまでないわけでありまして、つまり、もう少し平たく言えば、資本金として示された額が一方であっても、そんな財産が現に会社には全くないということも現行商法も許しているわけでございます。そういう意味で、資本充実についての基本方針というのは今回変更しているわけではございません。

ただ、資本の充実ということについて、今までのような会社の取締役の責任追及の面で、一つの具体的な在り方というものはこれはやや変わったと受け取られるかもしれません。しかし、例えば現物出資について見ましても、現に会社の取締役が取引をして物を売る、それから相手方からお金をもらう。その場合に、当然のことながら、お金が本来あるべき代金よりも少ない場合もあるわけ

あります。それについては現行法も過失責任を取つてはいるわけでありまして。これに対して、現物出資のときだけ無過失責任で、この場合は株が出ていくわけでありましてけれども、そういうことであると無過失責任であつて許し難いというのはややバランスを欠いているというのからは前から指摘があつたようなところでございまして、そういう意味で、資本充実の根本を変えているわけではございませんで、むしろ一つのいろいろなバランスを考えてその具体的な在り方について責任の仕組みとこの見直ししたと、この御理解をいただきたいところでございまして。

○井上哲士君 根本は変えないが位置付けが変わつてきているというふうなお話なのかと思うんですが、結局のところ、債権者保護というものは後退をしていくと思うんですね。この今回の会社法では、委員会等設置会社以外にも非常に取締役の権限が強化をされております。株主総会の権限とされていた利益配分の決定権などが取締役でできるようにするなど、非常に拡大しているわけですね。だから、権限が拡大している以上、責任も重くするということの方が私はむしろ当たり前の考えだと思つてます。

そういう点でいいますと、むしろ無過失責任に全体を合わしていくということの方が当然の流れではないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは権限を拡大することと、その権限の行使を誤つたときに責任を負う在り方を過失にするか、より重たい無過失にするかということは直接は結び付かないことであるろうかというふうな考え方をしております。おっしゃるとおり、例えば配当に関して言えば、一定の要件を満たす株式会社について、総会の決議に基づいて取締役会限りで決定することができる、こういう、この意味では取締役の権限というものは増えているわけでありまして、もちろん定款で定めるという条件はございますけれども、その義務が適正に履行されていない場合はしか



しどうなるかというところ、これは一つは、その取締役の選任、解任という手段もあるわけでありまして、必ずしも全部が全部違法の損害賠償責任を負わせるということにはならないんじゃないかなというところで私も考えているところでございます。まして、むしろ責任については、先ほど申しましたように、それが過失であるべきかどうか、その過失の責任をどっちが負うかということの端的に検討することが望ましいという方針であつたわけでございます。

○井上哲士君 この会社法の議論をしている間にも様々な企業不祥事というのが新たに報道もされております。そういう中で、本当に取締役の責任というものをしっかりやはり果たさしていくということは会社法で非常に重要だと思ひますし、今回の法案で、先ほど申し上げましたけれども、一層権限拡大をしているというときだからこそ、しっかりと責任も重くすることによって、やはり健全なそういう経済行為が行われるという方向にむしろやるべきだということをおもひます。もう一つテーマがあつたんですけれども、区切りですので、ここで終わります。

○委員長(渡辺孝男君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。  
午後零時三十一分散会

六月十六日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第二〇九三三号)(第二〇九四号)(第二〇九五号)(第二〇九六号)
- 一、成人の重国籍容認に関する請願(第二〇九七号)(第二〇九八号)(第二〇九九号)
- 一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願(第二一〇〇号)
- 一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の制定に関する請願(第二二一八号)(第二二二〇号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第二一三七号)

一、成人の重国籍容認に関する請願(第二一三八号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願(第二一九九号)

一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願(第二二〇三三号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第二二〇四四号)(第二二〇五五号)(第二二〇六六号)

一、成人の重国籍容認に関する請願(第二二〇七七号)(第二二〇八八号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第二二〇九九号)

一、民法を改正し夫婦別姓も可能となるような制度の導入に関する請願(第二二一〇〇号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願(第二二一一二号)

一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願(第二二一四四号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第二二一六五号)

一、成人の重国籍容認に関する請願(第二二一六六号)(第二二一六七号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第二二一八九号)(第二二一九〇号)(第二二一九一号)

一、成人の重国籍容認に関する請願(第二二一九二号)(第二二一九三号)(第二二一九四号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第二二一九五号)

一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願(第二二一九六号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第二二一九七号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第二二二八二二号)

一、成人の重国籍容認に関する請願(第二二二八三三号)

第二〇九三三号 平成十七年六月十日受理  
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 ドイツ連邦共和国デンケルシェルベーン市ブルグガッセ一五 宮崎  
ドレーリング俊子 外九名

紹介議員 福山 哲郎君  
この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二〇九四号 平成十七年六月十日受理  
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 フランス共和国バルドゥマルヌ県  
ピリエ・スユールマルヌ市ガリエ  
二通り八 伊藤隆英 外九名

紹介議員 円 より子君  
この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二〇九五号 平成十七年六月十日受理  
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 フランス共和国コルマル市ピ  
ジョン通り一二 永岡美智恵 外  
九名

紹介議員 松岡 徹君  
この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二〇九六号 平成十七年六月十日受理  
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 ドイツ連邦共和国フランクフルト  
市ハインリヒゼーリガー通り二九  
清水佳代子 外十八名

紹介議員 山本 孝史君  
この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二〇九七号 平成十七年六月十日受理  
成人の重国籍容認に関する請願

請願者 京都市右京区西京極新田町一七ノ  
一ノ八ノ五〇四 登敬三 外九名

紹介議員 福山 哲郎君  
この請願の趣旨は、第一七八二二号と同じである。

第二〇九八号 平成十七年六月十日受理  
成人の重国籍容認に関する請願

請願者 千葉県君津市浦田一、〇九七 芝  
崎友広 外九名

紹介議員 円 より子君  
この請願の趣旨は、第一七八二二号と同じである。

第二〇九九号 平成十七年六月十日受理  
成人の重国籍容認に関する請願

請願者 千葉県東金市山田二〇九ノ二 津  
田信男 外十名

紹介議員 松岡 徹君  
この請願の趣旨は、第一七八二二号と同じである。

第二一〇〇号 平成十七年六月十日受理  
国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願

請願者 北海道沙流郡門別町富川北二ノ九  
ノ二八 中山慶一 外六十九名

紹介議員 松岡 徹君  
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第二一一八号 平成十七年六月十日受理  
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法  
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の  
制定に関する請願

請願者 京都府向日市上植野町地田七ノ一  
一 桐野晃一 外四百九十九名

紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第二二一三〇号 平成十七年六月十日受理  
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法  
の犠牲者に対する治安維持法国家賠償法(仮称)の  
制定に関する請願

請願者 埼玉県坂戸市堀込五四ノ五 神原  
正寿 外四百八十八名

紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第一〇九八号と同じである。

第二二二七号 平成十七年六月十日受理  
国籍選択制度の廃止に関する請願  
請願者 神奈川県鎌倉市七里方浜東二ノ一  
六ノ一二 杉本和賀子 外十二名  
紹介議員 千葉 景子君  
この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二一三八号 平成十七年六月十日受理  
成人の重国籍容認に関する請願  
請願者 フランス共和国セネマール県グ  
レッシー町オリオン路三 宮越ヒ  
レーパトリック淳太 外十一名  
紹介議員 千葉 景子君  
この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

第二二二九号 平成十七年六月十日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施  
設の増員に関する請願  
請願者 横浜市金沢区泥亀一ノ二八ノAノ  
四〇二 橋本恵美子 外千六百四  
十七名  
紹介議員 千葉 景子君  
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第二二四三号 平成十七年六月十三日受理  
国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願  
請願者 京都市中京区先斗町一三四 山中  
由美子 外六十九名  
紹介議員 福山 哲郎君  
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第二二四四号 平成十七年六月十三日受理  
国籍選択制度の廃止に関する請願  
請願者 ドイツ連邦共和国ヘッセン州フラ  
ンクフルト市イム・フォーゲルス  
ゲサング通二ノ六〇、四八八 中  
安裕美 外十一名  
紹介議員 岡崎トミ子君  
この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二二四四号 平成十七年六月十三日受理  
国籍選択制度の廃止に関する請願  
請願者 フランス共和国セネマール県グ  
レッシー町オリオン路三 宮越ヒ  
レー千代美 外十名  
紹介議員 家西 悟君  
この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二二四七号 平成十七年六月十三日受理  
成人の重国籍容認に関する請願  
請願者 横浜市泉区緑園三ノ三三ノ一 鯉  
江真一 外十三名  
紹介議員 岡崎トミ子君  
この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

第二二四八号 平成十七年六月十三日受理  
成人の重国籍容認に関する請願  
請願者 千葉県習志野市藤崎五ノ五ノ一〇  
磯貝ソフィ夏美 外十二名  
紹介議員 築瀬 進君  
この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

第二二四九号 平成十七年六月十三日受理  
裁判所の人的・物的充実に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市西二ノ六ノ四ノ三  
〇一 加藤裕美 外九十九名  
紹介議員 築瀬 進君  
この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第二二五〇号 平成十七年六月十三日受理  
民法を改正し夫婦別姓も可能となるような制度の  
導入に関する請願  
請願者 京都府八幡市男山指月四ノ三三  
大黒勇 外四十九名  
紹介議員 岡崎トミ子君  
この請願の趣旨は、第一五四五号と同じである。

第二二六一号 平成十七年六月十三日受理  
法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施  
設の増員に関する請願  
請願者 栃木県下都賀郡岩舟町大字静和  
二、一四七ノ五 飯島洋子 外千  
四十二名  
紹介議員 築瀬 進君  
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第二二六四号 平成十七年六月十三日受理  
国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願  
請願者 北海道沙流郡門別町富川東四ノ二  
ノ四四 二本柳喜大 外九十四名  
紹介議員 小川 勝也君  
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第二二六五号 平成十七年六月十三日受理  
国籍選択制度の廃止に関する請願  
請願者 東京都豊島区目白二ノ一四ノ八  
首藤名奈子 外十五名  
紹介議員 若林 秀樹君  
この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二二六六号 平成十七年六月十三日受理  
成人の重国籍容認に関する請願  
請願者 千葉県富津市亀沢五二七ノ三 磯  
貝厚子 外九名  
紹介議員 若林 秀樹君  
この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

第二二六七号 平成十七年六月十三日受理  
成人の重国籍容認に関する請願  
請願者 フランス共和国セネマール県グ  
レッシー町オリオン路三 宮越ヒ  
レー千代美 外十名  
紹介議員 家西 悟君  
この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

第二一八九号 平成十七年六月十三日受理  
国籍選択制度の廃止に関する請願  
請願者 ドイツ連邦共和国ミュンヘン市  
エッグミュラー通り四 神谷千代  
外十三名  
紹介議員 前川 清成君  
この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二一九〇号 平成十七年六月十三日受理  
国籍選択制度の廃止に関する請願  
請願者 ドイツ連邦共和国ヘッセン州モア  
フェルデン・ヴァルドルフ市ルー  
トヴィック通り七九ノa 三宅の  
り子 外十九名  
紹介議員 辻 泰弘君  
この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二一九一号 平成十七年六月十三日受理  
国籍選択制度の廃止に関する請願  
請願者 フランス共和国イルド・フランス  
県パリ市シャプタル通り一八 オ  
リポーマーガレット 外十名  
紹介議員 江田 五月君  
この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二一九二号 平成十七年六月十三日受理  
成人の重国籍容認に関する請願  
請願者 東京都板橋区赤塚四ノ一〇ノ二三  
小暮朋子 外二十七名  
紹介議員 前川 清成君  
この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

第二一九三号 平成十七年六月十三日受理  
成人の重国籍容認に関する請願

第二一九三三号 平成十七年六月十三日受理  
成人の重国籍容認に関する請願

第二一九三三号 平成十七年六月十三日受理  
成人の重国籍容認に関する請願

第二一九三三号 平成十七年六月十三日受理  
成人の重国籍容認に関する請願

第二一九三三号 平成十七年六月十三日受理  
成人の重国籍容認に関する請願

第二一九三三号 平成十七年六月十三日受理  
成人の重国籍容認に関する請願

第二一九三三号 平成十七年六月十三日受理  
成人の重国籍容認に関する請願

第二一九三三号 平成十七年六月十三日受理  
成人の重国籍容認に関する請願

請願者 ドイツ連邦共和国バイエルン州ア

ウグスブルク市アンデアブリュー  
ルブルユッケ四 ショーデラー初  
音 外二十四名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

第二一九四号 平成十七年六月十三日受理

成人の重国籍容認に関する請願

請願者 イスラエル国ビニヤミナハザイト

通り一九 山森みか 外十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

第二一九五号 平成十七年六月十三日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 和歌山県田辺市神島台一〇ノ二ノ  
二〇三 上田征弘 外九十九名

紹介議員 鶴保 庸介君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第二一九六号 平成十七年六月十三日受理

国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願

請願者 広島市西区庚午北一ノ七ノ一 和  
田美穂 外六十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第二一九七号 平成十七年六月十三日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 熊本市下硯川町二、〇一三ノ二三  
江口隆文 外九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第二二八二号 平成十七年六月十三日受理

国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 ドイツ連邦共和国イツツアホー市  
クルトトウホルスキーシュトラー

七三六 ボームガーデン美津子  
外十一名

紹介議員 遠山 清彦君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二二八三号 平成十七年六月十三日受理

成人の重国籍容認に関する請願

請願者 千葉市中央区登戸五ノ一ノ一〇  
鈴木正子 外十五名

紹介議員 遠山 清彦君

この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

法務委員会、財政金融委員会、経済産業委員会  
連合審査会会議録第一号中正誤

ページ 段 行 誤

四 四 終わり  
一七 から 七  
お国のレター  
オビニオンレ  
ター

正

平成十七年六月三十日印刷

平成十七年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A